



各種助成制度等一覽

令和8年4月

吉 備 中 央 町

令和8年度 吉備中央町各種助成制度等一覧（目次）

○ 高校生通学費等補助制度とは	．．．．．	1 ページ
○ 集会施設整備事業補助制度とは	．．．．．	2
○ 消防施設整備負担金交付事業とは	．．．．．	3
○ 自主防災組織補助制度とは	．．．．．	4
○ 防災士育成事業負担金制度とは	．．．．．	5
○ 小児等医療費助成制度とは	．．．．．	6
○ 人間ドック助成事業とは	．．．．．	7
○ 骨髄等ドナー助成制度とは	．．．．．	8
○ ひとり親家庭等医療費助成制度とは	．．．．．	9
○ 新生児誕生家庭育児用品購入費助成制度とは	．．．．．	10
○ 吉備中央町看護師養成奨学金貸付事業とは	．．．．．	11
○ 吉備中央町がん患者アピアランスケア用品購入費補助事業とは	．．．．．	12
○ 子育て世帯応援金支給制度とは	．．．．．	13
○ 認定こども園通園費補助金制度とは	．．．．．	14
○ 行方不明高齢者GPS位置情報探知システム利用支援事業とは	．．．．．	15
○ 吉備中央町高齢者補聴器購入費助成金とは	．．．．．	16
◆ 高齢者等福祉サービス（介護保険外）	．．．．．	17～18
○ 生ごみ処理容器（機器）設置事業補助制度とは	．．．．．	19
○ ごみ減量化協力団体報奨金制度とは	．．．．．	20
○ ごみ収集ステーション設置事業補助金制度とは	．．．．．	21
○ 交通等支障木伐採除去事業補助金制度とは	．．．．．	22

○ 自動車急発進防止装置整備費補助金制度とは	・ ・ ・ ・ ・	23
○ 防犯灯設置事業補助金制度とは	・ ・ ・ ・ ・	24
○ 特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金制度とは	・ ・ ・ ・ ・	25
○ さわやかな町づくり推進事業交付金とは	・ ・ ・ ・ ・	26
○ 防犯カメラ設置支援事業補助金制度とは	・ ・ ・ ・ ・	27
○ 犯罪被害者等支援金制度とは	・ ・ ・ ・ ・	28
○ 頑張る農家応援事業補助金制度とは	・ ・ ・ ・ ・	29～30
○ 農業機械免許取得事業補助金制度とは	・ ・ ・ ・ ・	31
○ 野猪等被害防止事業補助金制度とは	・ ・ ・ ・ ・	32～33
○ 里山整備促進事業補助金制度とは	・ ・ ・ ・ ・	34
○ ハウス野菜産地形成推進助成制度とは	・ ・ ・ ・ ・	35
○ ぶどう植栽助成制度とは	・ ・ ・ ・ ・	36
○ ブルーベリー植栽助成制度とは	・ ・ ・ ・ ・	37
○ 有害鳥獣対策事業補助金制度とは	・ ・ ・ ・ ・	38
○ 農機具・農業資材バンクとは	・ ・ ・ ・ ・	39
○ 道路整備草刈事業とは	・ ・ ・ ・ ・	40
◆ 道路整備事業 草刈補助金の流れ	・ ・ ・ ・ ・	41～42
○ 町道等建設事業とは	・ ・ ・ ・ ・	43
◆ 別表：土木関係負担率等一覧	・ ・ ・ ・ ・	44
○ 町道等災害復旧事業とは	・ ・ ・ ・ ・	45
○ 木造住宅の耐震診断・改修事業とは	・ ・ ・ ・ ・	46
○ 小規模農林事業等補助制度とは	・ ・ ・ ・ ・	47
○ 農地農業用施設及び林道災害復旧事業補助制度とは	・ ・ ・ ・ ・	48

◆ 別表：農林関係事業補助率等一覧	49～50
○ 協働でひらく新たなまちづくり実践事業補助金制度とは	51
○ 吉備中央町住宅リフォーム事業費補助金制度とは	52～53
○ 農家民宿宿舎整備費等補助金制度とは	54
○ 創業支援事業補助金制度とは	55
○ 事業継承支援補助金制度とは	56
○ 浄化槽設置整備事業補助金制度とは	57～58
○ 住宅取得奨励金制度とは	59
○ 民間賃貸住宅入居奨励金制度とは	60
○ 就業奨励金制度とは	61
○ 結婚祝金制度とは	62
○ Uターン、Iターン奨励金制度とは	63
○ 宅地分譲購入補助金制度とは	64
○ 空き家リフォーム事業補助金制度とは	65
○ 空き家片付け事業補助金制度とは	66
○ 空き家情報提供奨励金とは	67
○ 吉備高原都市住区空き家売却奨励金とは	68
○ 空き家バンク登録住宅購入補助金とは	69
○ 結婚相談所入会サポート奨励金制度とは	70
○ 結婚新生活支援事業補助金制度とは	71
○ 吉備中央町育英資金〈奨学金〉貸付制度とは	72
○ 吉備中央町育英資金〈奨学金〉償還金免除制度とは	73

■ 高校生通学費等補助制度とは・・・

県内の高等学校等に通学する生徒の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、通学等にかかる費用の一部を補助する制度です。

1. 対象者は・・・

町内に住所を有し、県内の高等学校等に通学する生徒の保護者

2. 対象となる費用は・・・

(1) バス・電車通学費補助金

町内から生徒の通学する高等学校等までの間を路線バス又は電車で通学している場合の通学定期券、交通系ＩＣカード、回数券、又はバスカード

(2) 寮費補助金

生徒の通学する高等学校等が設置する寮から通学し、寮の費用を支払っている場合の寮の費用

(3) アパート等賃貸費補助金

町内から生徒の通学する高等学校等までの間を現に路線バス又は電車で通学することができない場合で、通学のみを目的としてアパート等を借り、賃貸費用を支払っている場合の賃貸費用

3. 交付額又は率は・・・

対象となる費用の2分の1の額（100円未満の端数は切捨て）

ただし、寮費補助金、アパート等賃貸費補助金は1月当たり上限6千円

■ 申請などの流れ

① 定期券等の購入又は寮費若しくはアパート等賃貸費の支払い

※バスカード、回数券を購入する場合は、販売所で購入証明を受けてください。

② 申請者から町へ補助金交付申請書、補助金請求書、添付書類を提出

③ 町から申請者へ補助金の交付決定通知書を送付

④ 町から申請者の指定口座へ補助金を振込

4. 必要な書類は・・・

- ・ 補助金交付申請書
- ・ 補助金請求書
- ・ 添付書類（補助金の区分に応じて申請に必要な書類）

※申請ごとに申請期限をご確認のうえ、申請を行ってください。

5. お問い合わせ先・・・ 総務課 / 電話 0866-54-1313

■ 集会施設整備事業補助制度とは・・・

地域のコミュニティ活動の促進のため、利用する集会施設（公会堂など）を新築、増築、修繕等を行う場合に補助金を交付し、地域の活性化を支援する制度です。

1. 対象者は・・・

自治会

2. 対象となる事業は・・・

地域のコミュニティ活動の促進のために利用する集会施設の新築、増築、修繕、上下水道敷設引込工事及びエアコン等の設備の設置です。（例：公会堂など）

3. 対象とならない事業は・・・

国・県の補助事業の対象となるものや用地取得費、敷地造成費、備品等購入費及び上下水道敷設における加入分担金等は対象となりません。

4. 交付額又は率は・・・

事業費の2分の1（1,000円未満の端数は切捨て）

※ただし、10万円以下の事業は除く

5. 限度額は・・・

1,500,000円（補助対象となる1集会施設に対する1年度当たりの上限額）

■ 申請などの流れ

①地域で施設整備の相談ができましたら、**10月までに事業計画書を提出。**

（整備着手は翌年度です。但し、緊急を要する場合は事前にご相談ください。）

②整備を行う年度になりましたら、補助金交付申請書を提出。

③審査等を行い、補助金の交付決定通知書を送ります。

④着手～完成。（事業費に変動があれば、変更申請書を提出。補助金の変更決定通知書を送ります。）

⑤実績報告書を提出

⑥総務課より検査に伺います。

⑦補助金の確定通知及び補助金の振り込み。

6. 必要な書類は・・・

- ・集会施設整備事業実施計画書（設計書、事業費見積書及び図面を添付）
- ・集会施設整備事業補助金交付申請書（設計書、事業費見積書及び図面を添付）
- ・集会施設整備事業実績報告書（工程及び完成写真、領収書の写しを添付）

7. お問い合わせ先・・・ 総務課 / 電話 0866-54-1313

■ 消防施設整備負担金交付事業とは・・・

自治会の地域内において、防火水槽などの施設整備を行う場合に、負担金を交付し、消防施設の強化を促進する制度です。

1. 対象者は・・・

自治会

2. 対象となる事業とは・・・

防火水槽、防火水槽に付随する消火栓設備、防護フェンス、消防用道路の新設及び修繕

3. 交付額又は率は・・・

事業費の3分の2（消防用道路の新設及び修繕は工事費の6割）

4. 負担金の上限額は・・・

1,000,000円

■ 申請などの流れ

- ①施設整備を行う場合は、事前に総務課に相談。
- ②事業計画等を決めた後、負担金交付申請書を提出。
- ③消防団等による現地確認の後、負担金の交付決定通知書を送ります。
- ④事業に着手～事業の完了後に実績報告書及び請求書を提出。
- ⑤総務課による検査の後に、指定の口座へ負担金を振り込みます。

5. 必要な書類は・・・

- ・消防設備施設整備費負担金交付申請書（見積書等の写しを添付）
- ・消防施設整備費負担金実績報告書（請求書等の写しを添付）
- ・消防施設整備費負担金請求書

6. お問い合わせ先・・・ 総務課 / 電話 0866-54-1313

■ 自主防災組織補助制度とは・・・

地域の防災力を強化するため、自治会等の自主防災組織が行う組織の規模拡大や防災訓練、防災資機材の整備に要する経費に対し補助金を交付する制度です。

1. 対象となる組織とは・・・

自治会など、地域のつながりをもとに防災活動に取り組み、地域防災力の強化を図る組織

2. 対象となる事業とは・・・

(1) 活動基盤強化事業

小規模の組織が、組織の基盤強化と組織活動の活性化を目的にその範囲を拡大するもので、新たな活動区域内の世帯数が概ね 50 以上の規模とする事業

(2) 地域活動支援事業

地域における防災に関する知識の普及啓発活動及び訓練等の事業

(3) 防災資機材整備事業

地域における防災活動のために必要な防災資機材を整備する事業（集会施設に設置するテレビ及び告知放送受信機を含む）

3. 交 付 額 は・・・

いずれも補助対象経費の全額。上限額は以下のとおり。

(1) 活動基盤強化事業 3 万円以内（1 組織に対して 1 回限り）

(2) 地域活動支援事業

・ 防災訓練の開催 500 円/人

[ただし、10 万円以内(毎年度 2 回を限度)]

・ 啓発等事業

5 万円以内（毎年度 2 回を限度）

(3) 防災資機材整備事業 組織の規模に応じ 30 万円から 200 万円以内
※上限額に達するまで複数に分けて申請可
（ただし、最初に交付を受けた年度からその翌々年度までの間に限る）

■ 申請などの流れ

- ① 取り組む場合は、事前に総務課に相談。
- ② 事業計画等を決めた後、補助金交付申請書を提出。
- ③ 審査等を行い、補助金の交付決定通知書を送ります。
- ④ 事業に着手～事業の完了後に実績報告書を提出。
- ⑤ 指定の口座へ補助金を振り込みます。

4. 必要な書類は・・・

・ 自主防災組織補助金交付申請書（見積書等を添付）

5. お問い合わせ先・・・ 総務課 / 電話 0866-54-1313

■ 防災士育成事業負担金制度とは・・・

防災士の資格を取得しようとする者に対して、資格取得に要する費用を町が負担することにより、地域防災のリーダーを育成することを促進し、もって地域コミュニティの活性化及び地域防災力の向上を図る制度です。

1. 対象者は・・・

町内に住所を有するもので、防災士として活躍が見込まれる者

※申込をして資格を取得しましたら、地域防災リーダーとして活動いただくことを誓約していただきます。

2. 対象となる費用は・・・

資格取得試験の合否にかかわらず、防災士の資格取得に必要な経費の全額です。

3. 交付額は・・・

交付額 63,800円（一人につき一回限り）

〔内訳〕

防災士研修講座受講料	55,800円
防災士資格取得試験受験料	3,000円
防災士資格認証登録料	5,000円

■ 申請などの流れ

- ①資格取得を希望する場合は、事前に総務課に相談。
- ②負担金利用申込書及び負担金誓約書を総務課へ提出。
- ③資格取得に必要な書類や試験日程等を防災士研修センターから通知。
- ④試験事前課題に取り組み、試験及び講座を受ける。
- ⑤試験の合否を日本防災士機構から通知。
- ⑥負担金実績報告書を総務課へ提出。

4. 必要な書類は・・・

- ・ 吉備中央町防災士育成事業負担金利用申込書
- ・ 吉備中央町防災士育成事業負担金誓約書
- ・ 吉備中央町防災士育成事業負担金実績報告書（防災士認定証状の写し及び防災士資格取得試験の合否が確認できる書類）

5. お問い合わせ先・・・ 総務課 / 電話 0866-54-1313

■小児等医療費助成制度とは・・・

小児等に係る医療費の一部を支給し健康保持及び増進に寄与するとともに児童福祉の向上に資することを目的としています。

1. 対 象 者 は

町内に住所を有する、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの方。ただし、婚姻している方及び社会保険加入者本人は除きます。対象者に「小児等医療費受給資格者証」を交付します。

2. 対象となる事業は

受給資格者の疾病、負傷への給付事業

3. 限 度 額 は

療養に要する費用のうち、医療保険各法の規定により被保険者等が負担することとなる費用を給付します。

■申請・必要な書類などの流れ

① 交付申請書の提出

- ・小児等医療費受給資格者証交付申請書
- ・加入している健康保険が確認できるもの（資格確認書等）

② 小児等医療費受給資格者証を交付（交付申請日の翌月から有効）

- ・県内の医療機関等で受診される場合、受給資格者証とマイナ保険証又は資格確認書を提示してください。保険診療分の窓口支払いが不要（無料）になります。
- ・県外の医療機関等で受診される場合は、医療機関等の窓口で医療保険の自己負担額をお支払いください。後日、領収書、通帳、印鑑を持参していただき、申請することで、保険診療の自己負担分を指定口座に振り込みます。
- ・町で所得情報が確認できない場合、所得課税証明を提出いただく場合があります。

4. お問い合わせ先・・・ 保健課 / 電話 0866-54-1326

■人間ドック助成事業とは・・・

生活習慣病の予防や疾病の早期発見及び治療に役立てるため、検査医療機関で人間ドック（町が定める検査項目を全て受診のこと）を受診した場合、その検査費用の一部を助成します。

1. 対 象 者 は

35歳以上の吉備中央町国民健康保険被保険者、又は後期高齢者医療制度の被保険者。ただし、国保税、後期高齢者医療保険料の滞納がある、あるいは職場等で人間ドック助成事業の助成を受けている場合は除きます。

2. 対象となる事業は

国保が実施する特定健康診査における検査項目を満たしていることが条件です。

3. 限 度 額 は

人間ドック受診費用の2分の1以内。ただし、10,000円を限度。

■申請・必要な書類などの流れ

- ① 人間ドック受診（令和8年4月1日～令和9年3月31日）
- ② 申請書等の提出（提出期限：令和9年4月16日まで）
 - ・人間ドック助成交付申請書
 - ・医療機関の領収書（コピー）
 - ・受診結果（コピー）
 - ・特定健康診査受診券、又は健康診査受診券（受診券がない場合は別紙問診票へ記入）
 - ・人間ドック助成交付請求書
- ③ 交付決定通知
- ④ 助成金の振込み

4. お問い合わせ先・・・ 保健課 /電話 0866-54-1326

■ 骨髄等ドナー助成制度とは・・・

骨髄移植等の推進を図るために、骨髄等のドナー及びドナーを雇用する事業所に対して助成金を交付します。

1. 対 象 者 は

ドナー助成：町内に住所を有する方であり、日本骨髄バンクが実施している骨髄バンク事業において骨髄等の提供を完了している方

事業所助成：上記助成対象の方を雇用する国内の事業所

2. 対象となる事業は

対象となるドナーの健康診断又は通院及び骨髄等の採取のための入院、その他骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院又は入院

3. 限 度 額 は

ドナー助成：105,000円を上限として、1日当たり、通院5,000円、入院20,000円を助成

事業所助成：90,000円を上限とし、休業1日当たり10,000円を助成

■ 申請・必要な書類などの流れ

① 骨髄等の提供完了

② 申請書等の提出

ドナー

- ・骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金交付申請書
- ・骨髄バンクが発行した骨髄等の提供完了の証明書類
- ・骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金請求書

事業所

- ・骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金交付申請書
- ・対象のドナーの雇用を証明する書類
- ・骨髄・末梢血幹細胞ドナー等支援事業助成金請求書

③ 交付決定通知

④ 助成金の振込み

4. お問い合わせ先・・・ 保健課 / 電話 0866-54-1326

■ひとり親家庭等医療費助成制度とは・・・

ひとり親家庭等の親・子（小児等医療費受給資格を持っている者を除く）が医療機関等で診察を受けた場合、医療保険各法における保険診療の自己負担が1割（月額上限額あり）となります。

月額上限額は、所得により区分があります。

1. 対象者は

当町に住所があり、所得税非課税の方で

- 18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の親と児童
 - 18歳未満の父母のいない児童
 - 18歳未満の父母のいない児童を扶養している配偶者のいない方
- 対象者に「ひとり親家庭等医療費受給資格証」を交付します。

2. 対象となる事業は

受給資格者の疾病、負傷への給付事業

3. 月額上限額は

	外来	入院
一定以上	44,400円	80,100円に総医療費の1%を加算した額
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	2,000円	12,000円
低所得Ⅰ	1,000円	6,000円

■申請・必要な書類などの流れ

① 交付申請書の提出

- ・ひとり親家庭等医療費受給資格証交付申請書
- ・19歳未満の扶養親族について（申告書）
- ・加入している健康保険が確認できるもの（資格確認書等）
- ・戸籍謄本（当町に本籍がある場合は不要）
- ・所得課税証明（当町で所得の確認ができる場合は不要）

② ひとり親家庭等医療費受給資格証を交付（交付申請日の翌月から有効）

県外の医療機関等で受診される場合は、医療機関等の窓口で医療保険の自己負担額をお支払いください。後日、領収書、通帳・印鑑を持参していただき、申請することで、自己負担額（1割）を除く金額を指定口座に振り込みます。

4. お問い合わせ先・・・ 保健課 / 電話 0866-54-1326

■ 新生児誕生家庭育児用品購入費助成制度 とは・・・

子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境づくりを推進するため、乳児の保護者に対して育児用品購入費用の一部を助成します。

1. 対象者は

町内に住所を有する1歳未満の乳児と、住民票上同一世帯に属する保護者。

2. 対象となる事業は

対象乳児の子育てに使用するために保護者が母子手帳交付日から乳児が1歳になるまでに購入した物品。

例) ・紙おむつ、布おむつ、おむつカバー、おしりふき

・粉ミルク、哺乳ビン、消毒用品、搾乳器等授乳関連用品

・ベビーカー、チャイルドシート、ベビーラック、ベビーバス、
抱っこひも等の育児用品

・乳児用衣類

3. 限度額は

上記対象物品の購入にかかる費用の合計額。ただし、上限20,000円を限度。

■ 申請・必要な書類などの流れ

① 育児用品の購入（母子手帳交付日から1歳になるまで）

② 申請書等の提出

・ 育児用品購入助成交付申請書

・ 購入用品それぞれの金額が分かるレシートまたは領収書（コピー）

・ 育児用品助成交付請求書

※申請は新生児が出生してから満1歳に達する月の翌月末日またはこの年度の3月31日までのいずれか早い方までに行ってください。

③ 交付決定通知

④ 助成金の振込み

4. お問い合わせ先・・・ 保健課 / 電話 0866-54-1326

■吉備中央町看護師養成奨学金貸付事業とは・・・

将来、吉備中央町内の医療機関等で看護師として勤務しようという意思がある看護学生に対し、修学に必要な資金を貸与します。※予算の範囲内に限ります。

1. 対象者は・・・

- ①看護師の養成所に在籍している者（新入学生、在学生含む）。
- ②成績が優れ、性行が正しく、かつ、心身が健康である者。
- ③学校を卒業後、町内の医療機関等に看護師として勤務する意思を有する者。

2. 対象となる学校は・・・

- ・保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条に規定する文部科学大臣の指定した学校
- ・厚生労働大臣若しくは都道府県知事の指定した看護師の養成所

3. 貸付額は・・・

月額50,000円（無利子貸付）

4. 奨学金の返還は・・・

返還を命じられた月の翌月から5年以内に月賦、半年賦又は年賦で返還してください。

ただし、町内の医療機関等へ看護師として勤務している間は、返還の責務を免除します。また、奨学金の貸付を受けた期間に相当する期間を看護師として町内の医療機関に勤務したときは、返還を免除します。

■申請・必要な書類などの流れ

①4月1日（水）から6月30日（火）までの受付期間中に申請してください。※再募集を行う場合があります。

必要書類…看護師養成奨学金貸付申請書、在学証明書（学校指定様式）、奨学生推薦書（初回申請時のみ）、確約書（初回申請時のみ）、成績証明書（発行可能な場合に限る）

添付書類…連帯保証人2名の印鑑登録証明書（連帯保証人は親権者またはこれに準ずる者1名、同居の親族以外の者1名とします）

②貸付が決定した方へ看護師養成奨学金貸付決定通知書を送付します。

5. お問い合わせ先・・・ 保健課 / 電話 0866-54-1326

■吉備中央町がん患者アピアランスケア用品購入費補助事業とは・・・

がん治療によるアピアランス（外見）の変化が生じても、社会活動を継続できるように支援し、がん患者の社会活動と療養生活の両方をサポートするために、対象補整具購入費用の一部を補助します。

1. 対象者は・・・

次のすべてに該当される方です。

- ① 吉備中央町に住所を有する方
- ② がんと診断され、がん治療を現在受けている、又は過去に受けた方
- ③ がん治療により脱毛が生じたもしくは生じるおそれがあることによりウィッグを購入した、又はがん治療に伴う乳房の切除により乳房補整具が必要になったもしくは必要になると想定し乳房補整具を購入された方

2. 対象補整具は・・・

- ・全頭用ウィッグ1台（装着用ネット1枚分を含む）
- ・乳房補整具（外科的治療による乳房の形の変化に対応するための補整下着（下着とともに使用するパッドを含む）又は人工乳房（体内に埋め込まれるものを除く））

※購入後、1年以内のものに限ります。

3. 補助額は・・・

対象補整具購入費の2分の1の額または3万円のいずれか低い額

4. 補助回数は・・・

全頭用ウィッグ・乳房補整具それぞれ1回限り

■申請・必要な書類などの流れ

- ① 対象補整具の購入
- ② 申請書等の提出
 - ・吉備中央町がん患者アピアランスケア用品購入費補助金交付申請書兼請求書
 - ・対象補整具の購入に係る領収書等の写し
 - ・診療明細書等がん治療を受療していることが分かる書類の写し
 - ・振込先金融機関の通帳等の写し
- ③ 交付決定通知
- ④ 補助金の振込

5. お問い合わせ先・・・ 保健課 / 電話 0866-54-1326

■子育て世帯応援金支給制度とは・・・

子どもたちの健やかな成長と子育て世帯の定住を促進するため、子育て世帯に対して出産、育児に係る応援金を支給します。

1. 対象者は・・・

- ・町内に住所を有し、かつ新生児とともに引き続き10年以上本町に定住する意思をお持ちの新生児の父又は母。
- ・生計同一者に町税などの滞納がないこと。

2. 支給額は・・・

第1子の場合 1,000,000円

- 〔3回に分けて支給します。〕
- 出生時30万円・3歳到達時20万円・小学校入学時50万円
- ※3歳到達時と入学時は、出生時に受給された方が対象。

第2子以降の場合 300,000円

3. その他

応援金は一時所得になりますので、応援金とその他の一時所得を合わせて50万円を超える場合は申告が必要になります。

■申請・必要な書類などの流れ

- ① お子さんの出生届を提出されましたら、吉備中央町子育て世帯応援金支給申請書等を提出
 - ・吉備中央町子育て世帯応援金支給申請書
 - ・定住誓約書
 - ・通帳の写し
 - ・新生児が記載された戸籍謄本（本町に本籍がある場合は除く。）
※本人確認のため、免許証等
- ② 審査後、決定通知
- ③ 請求書の提出
- ④ 応援金の交付（振込）

4. お問い合わせ先・・・ 子育て推進課 / 電話 0866-54-1328

■認定こども園通園費補助金制度とは・・・

認定こども園の通園に要する費用の負担の軽減を図り、児童福祉の向上に資することを目的として吉備中央町認定こども園通園費補助金を交付します。

1. 対象者は・・・

町内に在住で町立又は私立の認定こども園に通園する児童の保護者。

2. 支給額は・・・

区分	補助金の額
自家用車等による自力通園の者のうち自宅からこども園までの距離が片道4キロメートル以上	年額10,000円
自家用車等による自力通園の者のうち自宅からこども園までの距離が片道4キロメートル未満	年額5,000円
路線バスに乘車して通園する者で自宅からこども園までの距離が片道4キロメートル以上	定期運賃相当額 以内の額

3. その他

年度の途中において、自家用車等による自力通園の方が入園又は退園した場合の補助金の額は、当該月を含めて月割計算により算出した額とします。

また、自家用車と路線バスの併用は出来ません。

■申請・必要な書類などの流れ

- ①お子さんが入園後、吉備中央町認定こども園通園費補助金（変更）交付申請書を認定こども園へ提出
 - ・吉備中央町認定こども園通園費補助金（変更）交付申請書
- ②審査後、決定通知
- ③請求書の提出
- ④補助金の交付（振込）

4. お問い合わせ先・・・ 子育て推進課 / 電話 0866-54-1328

■行方不明高齢者GPS位置情報探知システム 利用支援事業とは・・・

認知症のある高齢者等が行方不明となった場合に早期にその位置情報を把握することができるよう、当該高齢者等を在宅で介護する者等に初期費用を助成し、GPS位置情報探知システムの利用を支援するもの。

1. 対象者は・・・

町内に住所を有し、65歳以上の方で、要支援又は要介護に該当すると認められた方で、医療施設・介護施設・老人ホーム等へ入院・入所していない者、行方不明になるおそれがあると認められる者。

2. 利用料は・・・

- ①基本料金 対象者1人につき1,320円/月（6ヶ月分を前払い）
※途中で利用を取消（解約）した場合、支払済の基本料金は返金されません。
- ②位置情報提供料金 利用1回につき220円（オペレーター応答）
- ③現場急行料金 1時間以内11,000円（1時間を超える場合は、1時間まで毎に11,000円が必要）
- ④予備バッテリー、バッテリー充電器 6,490円（希望者のみ）
※①は利用期間中必要ですが、②～④はご利用状況で加算されます。

■申請などの流れ

- ① 福祉課へ事前に相談して下さい。
- ② 利用支援事業申請書等を提出する。
- ③ 利用の必要性を検討及び利用の可否を決定し、その結果が通知される。
- ④ 町がセコム(株)へ登録申込書等を提出する。
- ⑤ GPS受信機がセコム(株)から町へ納品される。町が利用者へ貸借。
- ⑥ 初期費用（加入料金4,950円・標準充電器2,750円）は町が助成。
- ⑦ 基本料金（利用料）については、利用者がセコム(株)へ支払う。

3. 必要な書類は・・・

- ・利用支援事業申請書
- ・誓約書
- ・利用申込書

4. お問い合わせ先・・・ 福祉課 / 電話 0866-54-1317

■吉備中央町高齢者補聴器購入費助成金 とは・・・

加齢により耳が聞こえにくくなり、日常生活に不便を感じている高齢者を対象とし、補聴器の購入に要する費用を助成するもの。

1. 対象者は・・・

- ・次の要件をすべて満たしている方
- ①吉備中央町に住所のある65歳以上の方
- ②聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちでない方
- ③耳鼻科医師から補聴器の必要性を認める補聴器適合に関する診療情報提供書の交付が受けられる方
- ④過去にこの助成を受けていない方

2. 助成額は・・・

補聴器購入にかかる費用に対して、50,000円を上限に助成します。

- ・助成は一人1回限りです。
- ・修理代や文書料は対象になりません。
- ・交付決定前の購入は対象外となります。

■申請などの流れ

- ①福祉課へ事前に相談して下さい。
- ②耳鼻科を受診し「補聴器適合に関する診療情報提供書」を作成してもらう。
- ③②でもらった書類を基に「認定補聴器専門店」又は「認定補聴器技能者」に見積書を作成してもらう。
- ④町へ申請書を提出する。
- ⑤町で内容の審査を行い、「助成金交付決定通知書」が送付される。
- ⑥決定通知書を確認し補聴器を購入する。
- ⑦助成金請求書に領収書(宛名が申請者のもの)を添付して町へ提出する。
- ⑧請求者口座へ助成金が振り込まれる。

3. 申請に必要な書類は・・・

- ・申請書
- ・補聴器適合に関する診療情報提供書
- ・見積書(宛名が申請者のもの)

※認定補聴器技能者が見積書作成の場合認定補聴器技能者カードの写し

4. お問い合わせ先・・・福祉課 / 電話 0866-54-1317

高齢者等福祉サービス(介護保険外)

No	事業名 【受付窓口】	○事業内容 (対象者、利用料等)
1	福祉自動車改造費等助成事業 【福祉課 社会福祉班 (0866-54-1317)】	○福祉自動車の改造、又は購入に係る経費の一部を助成し、外出の利便と介護者の負担の軽減を図り、社会参加を促進する。 (対象者) 65歳以上の寝たきりの者と同居し介護している者 重度身体障害者(肢体不自由障害1, 2級)と同居し介護している者 福祉自動車を運行しようとする町内事業者 (助成額) 350,000円限度 (対象経費の2分の1以内)
2	高齢者等住宅改造助成事業 【福祉課 介護支援班 (0866-54-1317)】	○高齢者等の居宅における日常生活を容易にするとともに、介護者の負担を軽減し、在宅生活の継続を促進する。 (対象者) 在宅介護を必要とする要支援又は要介護認定者で、町県民税非課税の者(手すりの取付け、段差解消、すべり止め防止及び移動の円滑化のための床材変更等の改造助成で、新築、増築及び全面的な建替工事は対象外) (助成額) 333,000円限度 (対象経費の3分の2以内)
3	要援護高齢者生活用具給付事業 【福祉課 社会福祉班 (0866-54-1317)】	○要援護高齢者に対し生活用具を給付することにより日常生活を容易にする。 (対象者) 一人暮らし等の要援護高齢者で生計中心者が所得税非課税世帯の者(要介護1以上は介護保険で対応するため対象外) (給付額:上限) 杖 1,900円、眼鏡 5,200円、老人手押車 8,300円
4	福祉移送サービス事業 【福祉課 社会福祉班 (0866-54-1317)】	○要援護高齢者及び身体障害者等に対し、通院及び地域福祉活動などの交通手段を確保し、外出及び社会参加を容易にする。 (対象者) 自家用車又は公共交通機関を利用することが困難な者で①～④のいずれかに該当する者 ①要介護認定を受けている者(要介護1～5) ②身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者 ③人工透析の治療を受けている者 ④療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 (利用料) 町内片道 500円、町外 60円/km、年会費 1,050円 (駐車料金、高速料金等は利用者負担)
5	ふれあいタクシー運行助成事業 【福祉課 社会福祉班 (0866-54-1317)】	○交通弱者の日常生活における交通手段を確保し、外出及び社会参加を容易にする。 (対象者) 65歳以上の者 身体障害者手帳(第1種)・療育手帳A(最重度または重度)・精神障害者保健福祉手帳(1級) 母子健康手帳の交付を受けている出産後12ヶ月までの妊産婦 (通院、公共施設の利用、買い物等日常生活における外出の送迎で運行区域は町内に限る) (助成額) タクシー料金の3分の1

高齢者等福祉サービス(介護保険外)

No	事業名 【受付窓口】	○事業内容 (対象者、利用料等)
6	配食サービス事業 【地域包括支援センター (0866-54-1320)】	<p>○<u>低栄養状態や調理が困難な高齢者等に対し、栄養バランスのとれた食事を定期的に配達し、安否確認を行う。</u></p> <p>(対象者) 調理が困難な65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者及び障害者のみの世帯</p> <p>(利用料) 410円/一食</p>
7	家族介護用品支給事業 【地域包括支援センター (0866-54-1320)】	<p>○<u>要介護高齢者を在宅で介護している家族の費用負担を軽減するため介護用品を支給する。</u></p> <p>(対象者) 要介護2～5に相当する者を在宅で介護している町民税均等割以下の世帯の者(紙おむつ、尿取りパッド、ドライシャンプー、使い捨て手袋等)</p> <p>(支給額) 72,000円限度/年 (年度途中の場合は、月数×6,000円を上限)</p>
8	高齢者ふれあい交流事業 (社会福祉協議会へ委託) 【社会福祉協議会 ふれあい荘 (0866-55-9090)】	<p>○<u>家庭に閉じこもりがちな一人暮らし高齢者等に対して、事業参加などにより孤独感の解消及び自立生活の助長を図る。</u></p> <p>(対象者) 65歳以上の高齢者</p> <p>(利用料) 210円/回</p>
9	緊急通報システム事業 【地域包括支援センター (0866-54-1320)】	<p>○<u>緊急通報システムを貸与して、一人暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時の対応や、日頃の健康や心配事などの相談ができるよう介護予防の充実を図る。なお、相談は、24時間365日可能で、看護師等の専門スタッフが対応する。(通話料は無料)</u></p> <p>(対象者) 65歳以上の一人暮らし高齢者 70歳以上の高齢者世帯 一人暮らしの重度身体障害者</p> <p>(利用料) 520円/月</p>
10	吉備中央町町民後見人養成事業 【地域包括支援センター (0866-54-1320)】	<p>○<u>認知症、知的障がい又は精神障がい等により判断能力が不十分な人の後見等に当たる町民後見人を養成する講座の受講料を補助するもの。</u></p> <p>(対象者) 受講者となることができる者は、次の①～⑤のいずれにも該当するもの</p> <p>①町内に住所を有し、現に居住している者又は町内の事業所等に勤務する者</p> <p>②受講を希望する年度の4月1日現在において20歳以上75歳未満の者</p> <p>③養成研修のすべての課程を受講できる見込みがある者</p> <p>④成年後見制度及び高齢者等に対する福祉に理解と熱意があり、心身ともに健康である者</p> <p>⑤町民後見人として活動する意思がある者</p> <p>(補助額) 8,000円/一人当たり</p>

■生ごみ処理容器(機器)設置事業補助金制度とは・・・

容器及び機器の設置を促進し、一般家庭から排出される生ごみの再利用を図り、併せてごみの減量化を促進することを目的とする。

1. 対象者は・・・
町内に住所を有し、かつ、居住している世帯主
2. 対象となる事業は・・・
一般家庭から排出される生ごみを処理するための容器及び、生ごみを処理するための機器を町内に設置し、かつ、適正な管理ができること。
3. 対象とならない事業は・・・
機器とは、電動式又は手動式で乾燥等により生ごみを堆肥化、減量化する製品であって、生ごみを単に破碎するだけの機器は除く。
4. 交付額又は率は・・・
容器及び機器の購入に要した費用の2分の1の額とし、100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。
5. 限度額は・・・
容器は1世帯につき2容器とし、限度額は10,000円とする。機器は、1世帯につき1機器とし、限度額は30,000円とする。

■申請などの流れ

- ①生ごみを処理するための容器、又は、生ごみを処理するための機器の購入をし、補助金交付申請書を提出。
- ②住民課から検査に伺います。
- ③補助金の交付決定通知及び補助金の振り込みを行います。

6. 必要な書類は・・・
・生ごみ処理容器(機器)設置事業補助金交付申請書(領収書を添付)
7. お問い合わせ先・・・ 住民課 / 電話 0866-54-1316

■ごみ減量化協力団体報奨金制度とは・・・

町が推進するごみ減量化のため、自主的に資源回収を実施するPTA、子ども会、町内会等の団体に対して報奨金を交付することにより、活動を奨励し、もってごみの減量と資源の再利用を図ることを目的とする。

1. 対象者は・・・

地域住民で構成する団体、又は、営利を目的としない団体であること。

2. 対象となる事業は・・・

報奨金の交付対象品目は、再生資源回収業者が買い上げた、古紙類、繊維類、びん類、金属類、その他有価物とする。

(なお、報奨金の交付を受けようとする団体は、ごみ減量化協力団体登録申請書を提出し、登録を受けなければならない。また、これらの品目を買い上げようとする再生資源回収業者は、ごみ減量化事業参加業者届出書により届け出なければならない。)

3. 交付額又は率は・・・

報奨金の額は、対象品目1キログラムあたり5円。

■申請などの流れ

①報奨金交付申請書を提出。

②審査等を行い、報奨金の交付決定通知及び報奨金の振り込みを行います。

4. 必要な書類は・・・

・ごみ減量化協力団体報奨金交付申請書

(再生資源回収業者の発行する資源回収買上明細書を添付)

5. お問い合わせ先・・・ 住民課 / 電話 0866-54-1316

■ごみ収集ステーション設置事業補助金制度とは・・・

快適な生活環境を促進するため、地区住民が共同利用するごみ収集ステーションの新設又は改築する場合に補助金を交付する。

1. 対象者は・・・
自治会
2. 対象となる事業は・・・
快適な生活環境を促進するため、地区住民が共同利用するごみ収集ステーションの新設又は改築に係るもの。
3. 交付額又は率は・・・
実事業費相当額以内
4. 限度額は・・・
小規模ごみ収集ステーション設置事業
事業費と100,000円に設置基数を乗じた額のいずれか低い額
大規模ごみ収集ステーション設置事業
事業費と100,000円に参加する自治会の数を乗じた額のいずれか低い額※改築の場合は、限度額100,000円

■申請などの流れ

- ①地域で施設整備の相談ができましたら、補助金交付申請書を提出。
- ②審査等を行い、補助金の交付決定通知書を送ります。
- ③着手～完成
- ④実績報告書を提出。
- ⑤住民課から検査に伺います。
- ⑥補助金の確定通知及び補助金の振り込みを行います。

5. 必要な書類は・・・
 - ・ごみ収集ステーション設置事業補助金交付申請書
(事業費見積書及び位置図、平面図等を添付)
 - ・ごみ収集ステーション設置事業実績報告書
(領収書、完成写真を添付)
6. お問い合わせ先・・・ 住民課 / 電話 0866-54-1316

■交通等支障木伐採除去事業補助金制度 とは・・・

地域の交通の安全確保を目的として、交通等支障木伐採除去を行う場合に補助金を交付し、地域の安全安心を支援する。

1. 対象者は・・・
自治会
2. 対象となる事業は・・・
国道、県道、町道、農道等の法面等に繁茂した通行の妨げになる立竹木の伐採除去に係る人夫賃・委託費の一部。
3. 対象とならない事業は・・・
機械の損料、修理代、燃料費等は含まない。
4. 交付額又は率は・・・
 - ・作業人員1人につき1日当たり5,000円
 - ・作業の一部又は全部を専門業者へ委託した場合は、委託費の3分の2
 - ・上記いずれも200,000円を限度とする。

■申請などの流れ

- ①交付申請書を提出。
- ②審査等を行い、補助金の交付決定通知を送ります。
- ③着手～完成
- ④実績報告書を提出。
- ⑤住民課から検査に伺います。
- ⑥補助金の確定通知及び補助金の振り込みを行います。

5. 必要な書類は・・・
 - ・交通等支障木伐採除去事業補助金交付申請書
(位置図、作業員名簿を添付(作業委託がある場合は見積書))
 - ・交通等支障木伐採除去事業実績報告書
(位置図、作業員名簿、集合写真・作業前・作業中・作業後の写真を添付(作業委託がある場合は領収書の写し))
6. お問い合わせ先・・・ 住民課 / 電話 0866-54-1316

■自動車急発進防止装置整備費補助金制度 とは・・・

自動車急発進による交通事故の防止及び事故時の被害軽減を目的とし、
自動車急発進防止装置を設置した場合に補助金を交付する。

1. 対 象 者 は・・・
町内に住所を有し、かつ、65歳以上の方
有効な自動車免許証を保有している方
2. 対象となる事業は・・・
自動車急発進防止装置の整備事業者により行わせる自動車
急発進防止装置の整備費。
3. 交 付 額 は・・・
補助金の交付額は、20,000円とする。ただし、他の
公共機関の補助金等を利用することにより本人負担費用が
20,000円未満になる場合には、その額。(1,000
円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

■ 申請などの流れ

- ①交付申請書を提出。
- ②審査等を行い、補助金の交付決定通知を送ります。
- ③着手～完成
- ④実績報告書を提出。
- ⑤住民課から機器の設置の確認。
- ⑥補助金の確定通知及び補助金の振り込みを行います。

4. 必 要 な 書 類 は・・・
 - ・自動車急発進防止装置整備費補助金交付申請書
 - ①見積書 ②自動車検証の写し ③免許証の写し
 - ・自動車急発進防止装置整備費補助金実績報告書
 - ①領収書の写し ②保証書その他の装置の品番が確認できる
書類の写し ③自動車急発進防止装置設置販売証明書
5. お問い合わせ先・・・ 住民課 / 電話 0866-54-1316

■防犯灯設置事業補助金制度とは・・・

地域の夜間における防犯の強化と通行の安全を図るため、自治会等が、自ら維持管理する防犯灯の新設、更新及び修理（管球等の取替え等）について、補助金を交付し、地域の安全安心を支援する。

1. 対象者は・・・
自治会
2. 対象となる事業は・・・
自治会が、自ら維持管理する防犯灯の新設、更新及び修理。
3. 対象とならない事業は・・・
蛍光灯防犯灯の新設及び更新は含まない。
4. 交付額又は率は・・・
1基につき対象経費の3分の2（1,000円未満は切り捨て）
5. 限度額は・・・
1基につき

新設（LED）	30,000円
更新（LED）	24,000円
修理（LED）	9,000円
修理（蛍光灯）	3,000円

■申請などの流れ

- ①交付申請書を提出。
- ②審査等を行い、補助金の交付決定通知を送ります。
- ③着手～完成
- ④実績報告書を提出。
- ⑤住民課から検査に伺います。
- ⑥補助金の確定通知及び補助金の振り込みを行います。

6. 必要な書類は・・・
 - ・防犯灯設置事業補助金交付申請書
 - ①位置図 ②見積書 ③設置機器に関する説明資料（パンフレット等）を添付
 - ・防犯灯設置事業補助金実績報告書
 - ①領収書の写し ②施工前及び施工後の写真を添付
7. お問い合わせ先・・・ 住民課 / 電話 0866-54-1316

■ 特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金制度とは・・・

近年、増加傾向にある振り込め詐欺に代表される特殊詐欺等を未然に防ぐための電話機器等を購入した場合に補助金を交付する。

1. 対象者は・・・
町内に住所を有し、かつ、65歳以上の方
2. 対象となる機器は・・・
 - ①登録していない番号からの着信に対し、注意を促す機能
 - ②通話の自動録音機能
 - ③着信相手に自動で通話録音することを事前に知らせる機能上記①～③の機能を全て有する電話機器等
3. 交付額又は率は・・・
電話機器等の購入に要した費用の2分の1の額とし、100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。
4. 限度額は・・・
5,000円

■ 申請などの流れ

- ①交付申請書を提出。
- ②審査等を行い、補助金の交付決定通知を送ります。
- ③機器を購入し、実績報告書を提出。
- ④住民課から検査に伺います。
- ⑤補助金の確定通知及び補助金の振り込みを行います。

5. 必要な書類は・・・
 - ・ 特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金交付申請書
 - ①見積書 ②設置機器に関する説明資料（パンフレット等）を添付
 - ・ 特殊詐欺等被害防止対策機器設置事業補助金実績報告書
 - ①領収書の写し
6. お問い合わせ先・・・ 住民課 / 電話 0866-54-1316

■ さわやかな町づくり推進事業交付金とは・・・

地域において、継続的に自主防犯活動に取り組んでいる団体に対し、活動に必要な物品を購入した場合に交付金を交付する。

1. 対象団体は・・・

地域において、継続的に自主防犯活動に取り組んでいる団体

2. 対象となる物品は・・・

自主防犯活動の実施にあたり必要と考えられるもの。
(例：車用防犯ステッカー、青色回転灯、啓発物品等)
組織会員の飲食費や費用弁償等は対象となりません。

3. 交付額又は率は・・・

実事業費相当額以内

4. 限度額は・・・

30,000円

■ 申請などの流れ

- ① 交付申請書を提出。
- ② 審査等を行い、補助金の交付決定通知を送ります。
- ③ 着手～完成
- ④ 実績報告書を提出。
- ⑤ 補助金の確定通知及び補助金の振り込み。

5. 必要な書類は・・・

- ・ さわやかな町づくり推進事業交付金交付申請書
 - ① 見積書
- ・ さわやかな町づくり推進事業交付金実績報告書
 - ① 領収書の写し ② 購入したものの写真

6. お問い合わせ先・・・ 住民課 / 電話 0866-54-1316

■防犯カメラ設置支援事業補助金制度 とは・・・

犯罪が起きにくい社会環境を促進するため、自治会等が、自ら維持管理する防犯カメラの設置について、補助金を交付し、地域の安全安心を支援する。

1. 対象者は・・・
自治会その他地域的な共同活動を行う団体
2. 対象となる事業は・・・
犯罪の防止の目的で、不特定多数の人が利用する道路、公園、駐車場、駐輪場等に防犯カメラを設置する事業です。
3. 対象とならない事業は・・・
商業施設並びに出入りが管理されている駐車場、駐輪場を撮影するために防犯カメラを設置するもの
4. 交付額又は率は・・・
1 基につき対象経費の5分の4。(県補助がある場合は、5分の4.5)
1, 000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。
5. 限度額は・・・
防犯カメラ1台につき、200,000円
(県補助がある場合は、300,000円)

■申請などの流れ

- ①交付申請書を提出。
- ②審査等を行い、補助金の交付決定通知を送ります。
- ③着手～完成
- ④実績報告書を提出。
- ⑤住民課から検査に伺います。
- ⑥補助金の確定通知及び補助金の振り込み。

6. 必要な書類は・・・
 - ・防犯カメラ設置事業補助金交付申請書
 - ①位置図 ②見積書 ③設置機器に関する説明資料(パンフレット等) ④現況写真 ⑤設置場所の管理者の承諾書 ⑥警察署長の意見書 ⑦防犯カメラの管理・運用規定案
 - ・防犯カメラ灯設置事業補助金実績報告書
 - ①領収書の写し等支出が確認できる書類 ②施工後の写真を添付 ③契約書又は請書 ④納品書又は完了届等 ⑤防犯カメラ管理・運用規定
7. お問い合わせ先・・・ 住民課 / 電話 0866-54-1316

■ 犯罪被害者等支援金制度とは・・・

犯罪行為により亡くなられた方の遺族、又は傷害を受けた方の経済的負担を早期に軽減するとともに再び平穏な生活を営むことができるよう支援する。

1. 対 象 者 は・・・

犯罪行為により死亡した者の遺族
犯罪行為により傷害を受けた者(医師の診断により全治1か月以上の加療を要する者に限る)

2. 対 象 額 は・・・

- ・遺族支援金は300,000円
- ・傷害支援金は100,000円

■ 申請などの流れ

- ① 交付申請書を提出。
- ② 審査等を行い、支援金の交付決定通知を送ります。
- ③ 補助金の振り込みを行います。

3. 必 要 な 書 類 は・・・

- ・犯罪被害者等支援金交付申請書
- 遺族支援金
 - ① 死亡診断書・死体検案書等
 - ② 本人確認書類
 - ③ 住民票の写し(犯罪行為により死亡した者が削除されたもの)
 - ④ 戸籍の謄本・抄本等
- 傷害支援金
 - ① 医師の診断書
 - ② 住民票の写し

4. お 問 い 合 わ せ 先・・・ 住民課 / 電話 0866-54-1316

■頑張る農家応援事業補助金制度とは・・・

ふるさと納税の寄付金を財源として、農業を営む者が農作業の効率化、生産性収益性の向上並びに労働負担の軽減を図るために、農業機械等の導入に要する経費を、予算の範囲内において補助します。

ただし、5年間(令和5年度から令和9年度まで)で1回のみ交付となります。

1. 対象者は・・・

町内に住所を有し、かつ、町税等の滞納がない、10a以上の農業を営む農家、または、町内に主たる事務所を置く集落営農組織又は農業法人。

2. 対象となる事業は・・・

- ・ 稲作又は園芸の基幹作業又は管理作業に要するもので、町内の販売業者から購入すること。
- ・ 1台当たり3万円(税別)を超える機械の購入で、1回の購入で2台まで可。中古農業機械も可。

(1) 園芸：野菜、果樹、花卉又は花木の栽培をいう。

(2) 基幹作業：次の各号に掲げる作業をいう。

ア 稲作：耕起、代かき、田植え、稲刈り、脱穀又は調製

イ 園芸：耕起、整地、播種、収穫又は調製

(3) 管理作業：農地及び水路等の維持管理、除草、害虫の防除等作物の育成に必要な作業をいう。

【対象機械等を拡充しました。詳しくはお問合せ下さい。】

3. 対象とならない事業は・・・

- ・ 貨物自動車等農業以外への汎用性の高いもの。(軽トラなど)
- ・ 施設又はそれに類するもの。
- ・ 町の補助金交付決定前に購入したもの。
- ・ 国、県、町又はこれらの外郭団体等から同様の補助を受ける場合。

4. 交付額又は率は・・・

- ・ 補助対象経費の3分の1以内

対象経営耕地面積	補助金の上限額
10a以上 50a未満	5万円
50a以上 100a未満	10万円
100a以上 400a未満	25万円
400a以上	50万円

※この補助金制度は、農家、農業法人又は集落営農組織でそれぞれ通算1回のみ交付となります。

※5年以内に自己の都合により離農(死亡、疾病等によりやむを得ない場合を除く。)又は町外へ転出した場合は全額返還となります。

■申請などの流れ

1. 補助金交付申請書を提出
2. 町から補助金交付決定を通知
3. 機械等購入、支払い完了後実績報告書を提出
4. 町から補助金確定を通知
5. 請求書を提出
6. 補助金の支払い

5. 必要な書類は・・・

交付申請…①交付申請書

②見積書の写し

③パンフレット等（中古の場合は現物写真）

※集落営農組織又は農業法人等は、会則及び構成員名簿

実績報告…①実績報告書

②領収書の写し

③請求明細書の写し（納品書も可）

④機械写真

6. お問い合わせ先・・・ 農林課 / 電話 0866-54-1318

■ 農業機械免許取得事業補助金制度とは・・・

農業の安全で効率的な機械化の推進を図るため、町内で就農する農業者が自動車学校において大型特殊免許又はけん引自動車免許を取得する経費に対して、補助金を交付します。

1. 対象者は・・・

町内に住所を有し、かつ、町税等の滞納がない、10a以上の農業を営む農業経営者、農業経営者と共に農業に従事する者、集落営農組織及び農業法人の構成員。

2. 対象となる経費は・・・

大型特殊自動車免許又はけん引自動車免許を取得するために自動車学校へ納入する入学金及び技能教習に係る経費。

3. 交付の対象となる要件・・・

大型特殊自動車免許又はけん引自動車免許を取得した者で、町内に住所を有する者。

(交付を受けることができる回数は、1人につき1回)

4. 交付額又は率は・・・

・補助対象経費(税別)の3分の1以内

・補助金額の上限額は30,000円

ただし、算出された額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

※5年以内に自己の都合により離農(死亡、疾病等によりやむを得ない場合を除く。)又は町外へ転出した場合は全額返還となります。

■ 申請などの流れ

1. 補助金交付申請書を提出
2. 町から補助金交付決定を通知
3. 請求書を提出
4. 補助金の支払い

5. 必要な書類は・・・

①交付申請書 ②自動車学校の料金表及び領収書の写し ③運転免許証の写し ④申請者世帯の町税等完納証明書。ただし、申告書の公募閲覧同意欄に同意した場合は除きます。⑤請求書

6. お問い合わせ先・・・ 農林課 / 電話 0866-54-1318

■野猪等被害防止事業補助金制度とは・・・

イノシシ等による農作物の被害防止を図るため、電気柵、トタン・金網、防護ネット、防鳥ネット等の設置、森林の伐りすかしや不用木除去等による緩衝帯の整備に対し予算の範囲内において補助します。

1. 対象者は・・・

町内に住所を有し農業を営む者で事業申請するもの

2. 対象となる事業は・・・

耕作する町内の農地及び周辺において防護柵等の設置又は緩衝帯の整備に必要な原材料費（緩衝帯整備の場合は委託料）。

3. 対象とならない事業は・・・

町の補助金交付決定前に着手した事業

4. 交付額又は率は・・・

(1) 町の補助事業の場合…

補助上限額、又は原材料費（税抜）に2/3を乗じて得た額のいずれか低い額。

補助上限額・トタン板・金網：500円/m

・トタン板・金網補修資材：170円/m

・電気柵：85円/m（一段当たり）

・防護ネット：140円/m

・防鳥ネット：70円/m²

・超音波式忌避装置：150,000円/台

(2) 共同施工で県の補助事業に採択された場合…

事業に係る経費の全額（実費）の3/4以内

(3) 緩衝帯整備…補助上限額、又は委託料に2/3を乗じて得た額のいずれか低い額。

補助基本額：40,000円/10a（概ね10m幅）

※共同で金網等を設置する場合は、杭打機の貸出も出来ます。

※5年以内に自己の都合により離農（死亡、疾病等によりやむを得ない場合を除く。）又は町外へ転出した場合は全額返還となります。

■ 申請などの流れ

1. 補助金交付申請書を提出
2. 町から補助金交付決定を通知
3. 事業着手、完了後届出書を提出
4. 町の検査後、確定通知
5. 請求書を提出
6. 補助金の支払い

5. 必要な書類は・・・

防護柵等①申請書 ②見積書（県補助事業：3業者、単町事業：1業者）

③図面

緩衝帯整備①申請書 ②見積書（委託の場合）③図面 ④同意書

6. お問い合わせ先・・・ 農林課 / 電話 0866-54-1318

■里山整備促進事業補助金制度とは・・・

町内の荒廃している里山(人が日常生活を営んでいる地域に隣接し、人による維持管理がなされているまたは、かつてなされていた一団の樹林地等)を森林所有者等が行う整備に対して予算の範囲内において補助します。

1. 対象者は・・・

町内の森林所有者又は森林管理者で事業完了後下草刈り等の自主的整備が行われ、事業申請するもの

2. 対象となる事業は・・・

集落に接した天然林で、除伐及び下刈りについては1箇所当たり10a以上、皆伐(竹藪)は1a以上行うもの。また、居住している建物等へ倒木等により被害を与える恐れのある危険木の伐採を行うもの。

3. 対象とならない事業は・・・

町の補助金交付決定前に着手した事業

4. 交付額又は率は・・・

補助上限額、又は委託料に2/3を乗じて得た額のいずれか低い額

【補助上限額】	皆伐(竹藪)	10a当たり	80,000円
	除伐	10a当たり	40,000円
	下刈り	10a当たり	10,000円
	危険木伐採	1箇所当たり	100,000円(委託に限る)

■申請などの流れ

1. 補助金交付申請書を提出
2. 町から補助金交付決定を通知
3. 事業着手、完了後実績報告書を提出
4. 町の検査後、確定通知
5. 請求書を提出
6. 補助金の支払い

5. 必要な書類は・・・

①申請書 ②見積書(委託の場合) ③図面 ④同意書

6. お問い合わせ先・・・ 農林課 / 電話 0866-54-1318

■ハウス野菜産地形成推進助成制度とは・・・

農地の有効利用、環境保全型農業を推進し、ハウス野菜産地の形成を実施し、高品質な園芸農産作物の安定生産による農家所得の向上を図るため補助します。

1. 対象者は・・・
町内に住所を有し、農業を営む生産者で事業申請するもの
2. 対象となる事業は・・・
野菜を栽培し、販売を行う為のハウス施設整備（100㎡以上250㎡以内）
3. 対象とならない事業は・・・
町の補助金交付決定前に着手した事業
4. 交付額又は率は・・・
ハウス施設整備費（税抜）の1/2以内、若しくは1㎡あたり2,250円のいずれか低い額

※5年以内に自己の都合により離農（死亡、疾病等によりやむを得ない場合を除く。）又は町外へ転出した場合は全額返還となります。

■申請などの流れ

1. 10月31日までに交付申請書を提出（業者見積りを添付）
2. 11月以降に町から交付決定を通知
3. 事業着手、完了後実績報告書を提出
4. 町の検査後、確定通知
5. 請求書を提出
6. 補助金の支払い

5. 必要な書類は・・・
交付申請…①交付申請書 ②見積書 ③設置箇所図面
実績報告…①実績報告書 ②領収書

6. お問い合わせ先・・・農林課 / 電話（0866）54-1318

■ぶどう植栽助成制度とは・・・

農地の有効利用、環境保全型農業を推進し、果樹戦略品目（ぶどう）を中心とした生産拡大を実施し、高品質な園芸農産作物の安定生産による農家所得の向上を図るため補助します。

1. 対 象 者 は・・・
町内に住所を有し、農業を営む生産者で事業申請するもの
2. 対象となる事業は・・・
1a以上、3本以上の新植もしくは改植にかかる、販売を目的とした、ぶどう（ピオーネ・マスカット・シャインマスカット・オーロラブラック・紫苑）の苗の購入
ただし、50本を上限とする
3. 対象とならない事業は・・・
町の補助金交付決定前に着手した事業
4. 交 付 額 又 は 率 は・・・
苗代1本につき、購入費、若しくは上限額2,000円のいずれか低い額

※5年以内に自己の都合により離農（死亡、疾病等によりやむを得ない場合を除く。）又は町外へ転出した場合は全額返還となります。

■ 申請などの流れ

1. 10月31日までに交付申請書を提出（業者見積りを添付）
2. 11月以降に町から交付決定を通知
3. 事業着手、完了後実績報告書を提出
4. 町の検査後、確定通知
5. 請求書を提出
6. 補助金の支払い

5. 必 要 な 書 類 は・・・
交付申請…①交付申請書 ②見積書 ③植栽箇所図面
実績報告…①実績報告書 ②領収書

6. お 問 い 合 わ せ 先・・・農林課 / 電話（0866）54-1318

■ブルーベリー植栽助成制度とは・・・

農地の有効利用、環境保全型農業を推進し、果樹戦略品目（ブルーベリー）を中心とした生産拡大を実施し、高品質な園芸農産作物の安定生産による農家所得の向上を図るため補助します。

1. 対象者は・・・
町内に住所を有し、農業を営む生産者で事業申請するもの
2. 対象となる事業は・・・
3a以上、60本以上の新植にかかる、販売を目的とした、ブルーベリーの苗、土壌改良資材（ピートモス）の購入
ただし、120本を上限とする
3. 対象とならない事業は・・・
町の補助金交付決定前に着手した事業
4. 交付額又は率は・・・
苗代、ピートモス購入費の1/2以内

※5年以内に自己の都合により離農（死亡、疾病等によりやむを得ない場合を除く。）又は町外へ転出した場合は全額返還となります。

■申請などの流れ

1. 10月31日までにブルーベリー振興協議会を通じて交付申請書を提出
2. 11月以降に町から交付決定を通知
3. 事業着手、完了後実績報告書を提出
4. 町の検査後、確定通知
5. 請求書を提出
6. 補助金の支払い

5. 必要な書類は・・・
交付申請…①交付申請書 ②見積書 ③植栽箇所図面
実績報告…①実績報告書 ②領収書

6. お問い合わせ先・・・
農林課 / 電話（0866）54-1318
吉備中央町ブルーベリー振興協議会 / 電話（0866）55-6008

■農機具・農業資材バンクとは・・・

町内にある使用可能な農機具・農業資材で譲渡可能なものを、その所有者が町農機具・農業資材バンクに登録し、その情報を農機具等の譲受を希望する農業者に提供する農機具等登録制度のことです。

使わなくなった農機具等の有効活用を通して、町内で農業を営む方の経済的な負担の軽減を図るものです。

1. 対象者は・・・

- ・農機具等所有者…町内にある使用可能な農機具の譲渡の権利を持つ方
 - ・農機具等利用希望者…町内に住所があり農業のために利用する方
- ※所有者、利用希望者ともに農林課へ登録申請が必要です。

2. 登録できる農機具・農業資材とは・・・

- ・トラクター、耕運機、草刈機、動力噴霧機等の農業用機械
 - ・クワ、スキ等の作業用道具 ・ビニールハウス等の農業資材
- ※修理が必要なものについては軽微な修理で使用可能なものに限り
ます。

3. その他・・・

- ・登録された農機具等は譲渡するまでは所有者で保管してください。
- ・農機具等の登録期間は最長2年です。
- ・町は農機具・農業資材バンクへの登録及び情報提供のみを行い、交渉の場へは立ち会いません。また、交渉時、譲渡後に生じたトラブル等についても関与いたしません。
- ・農業機械取扱業者の方や転売目的の利用はできません。

■申請などの流れ

★農機具等所有者

1. 農機具等登録申請を提出
2. 町による農機具等の確認
3. 農機具バンクに掲載（町）
4. 当事者間で交渉・譲渡

☆利用希望者

1. バンクを閲覧
2. 利用申請書を提出
3. 町から所有者情報を提供
4. 当事者間で交渉・譲渡

4. 必要な書類は・・・

- 農機具等所有者：登録申請書
- 利用希望者：利用申請書
- 譲渡完了後：結果報告書

5. お問い合わせ先・・・ 農林課 / 電話 0866-54-1318

■道路整備草刈事業とは・・・

町道の草刈り作業のうち、幹線道と幹線道をつなぐ道路、集落と集落をつなぐ道路について、補助金を交付します。

1. 対象者は・・・

自治会等

2. 対象となる事業は・・・

幹線道（国道・県道等）と幹線道（幹線町道等）をつなぐ町道、集落と集落をつなぐ町道のうち、町長が認めた区間の草刈作業

3. 対象とならない事業は・・・

詳細については、建設課にお尋ねください

4. 交付額又は率は・・・

道路延長1km当たり40,000円を年1回限り交付します。ただし、作業に係る道路延長200m以上を対象とします。

■申請などの流れ

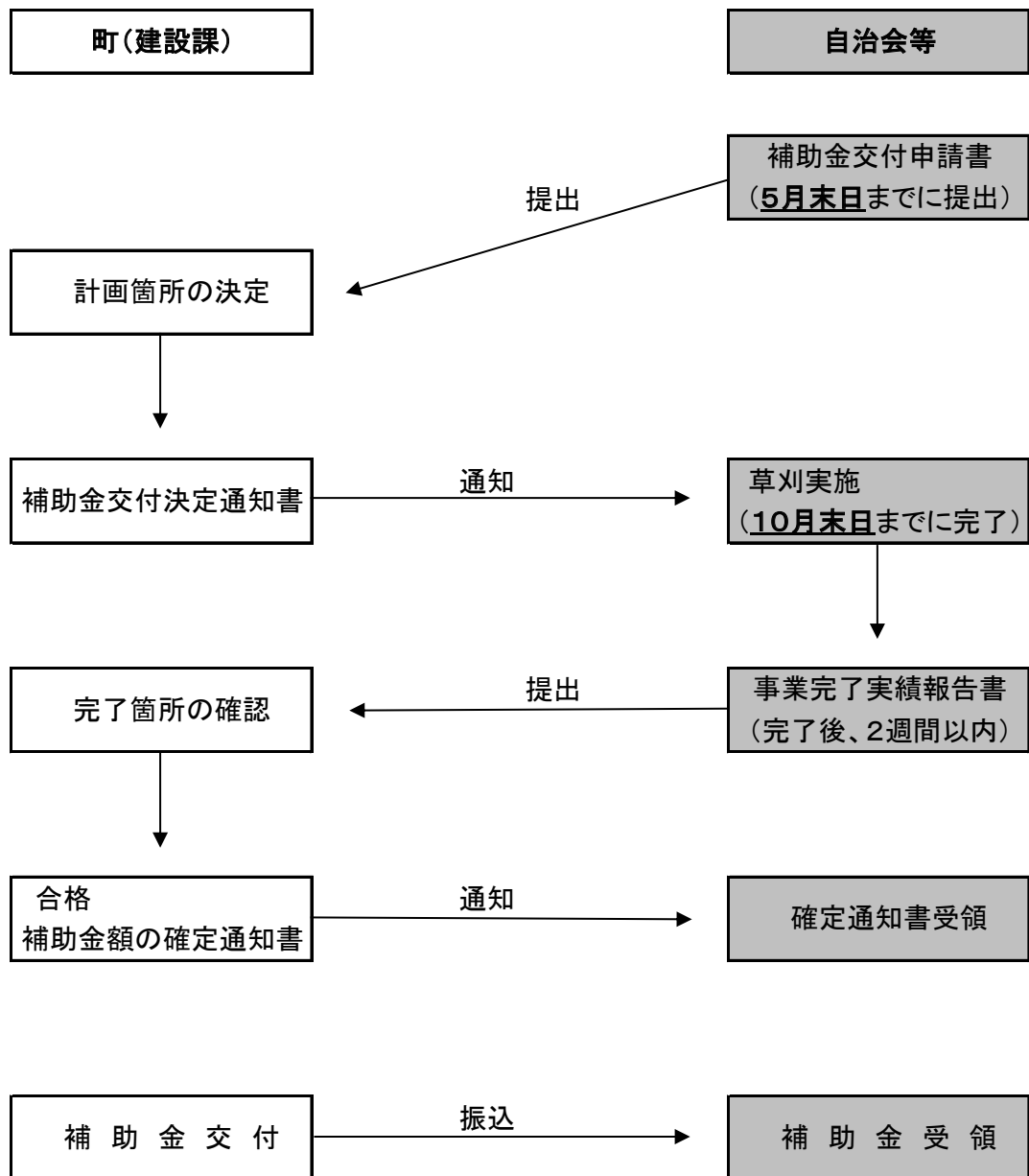
- ① 事業実施を予定している自治会長等の代表者は、5月末までに補助金交付申請書を提出して下さい。
- ② 申請書の提出を受理しましたら、現地調査を行います。
- ③ 補助金交付決定通知書を送付
- ④ 事業着手～事業完了（10月末日までに実施して下さい。）
- ⑤ 事業完了後、2週間以内の実績報告書を提出
- ⑥ 実績報告書提出後、建設課により確認を行います。
- ⑦ 事業確認後、補助金確定通知書を送付
- ⑧ 請求書を提出いただき指定口座へ補助金を振り込みます。

5. 必要な書類は・・・

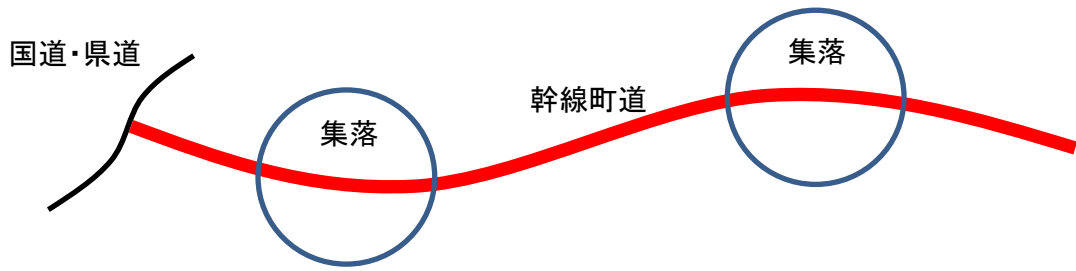
・道路整備草刈事業補助金交付申請書

6. お問い合わせ先・・・ 建設課 / 電話 0866-54-1319

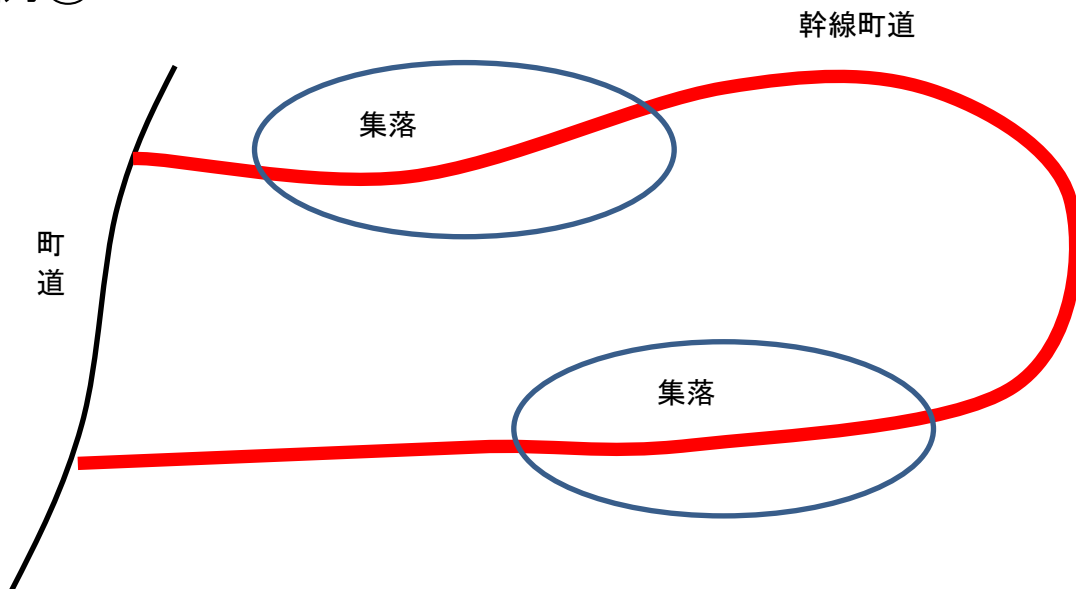
■ 道路整備事業 草刈補助金の流れ



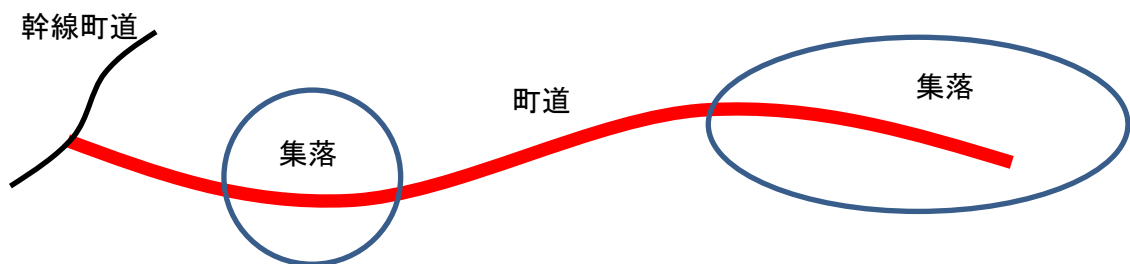
例①



例②



例③



■町道等建設事業とは・・・

町道（改良・舗装）及び橋梁の新設改良、維持管理を行います。

1. 対象者は・・・
自治会
2. 対象となる事業は・・・
別表に定める事業
3. 対象とならない事業は・・・
詳細については、建設課にお尋ねください
4. 交付額又は率は・・・
別表に定めるところによる

■申請などの流れ

- ① 工事等の施工を申請しようとする自治会長は、10月までに申請書を提出（事業実施は翌年度以降です。但し、緊急を要する場合は事前にご相談下さい。）
- ② 申請書の提出を受理しましたら、現地調査を行います。
- ③ 事業着手～事業完了
（以下、局所改良事業の場合）
- ④ 局所改良事業については、事業着手届、事業完了実績報告書を提出
- ⑤ 建設課より検査に伺います。
- ⑥ 補助金の確定通知を送ります。
- ⑦ 補助金請求書の提出
- ⑧ 補助金の振り込み。

5. 必要な書類は・・・
 - ・町道等建設事業申請書
 - ・一円舗装申請書
6. お問い合わせ先・・・ 建設課 / 電話 0866-54-1319

別表

土木関係負担率等一覧

事業区分	事業名	町費負担率	事業内容
町道等建設事業	町道新設改良	100%	1級・2級町道及び過疎計画等に基づき施工するもので、改良延長100m以上・幅員5m以上のもの。
			改良延長100m以上・幅員4m以上、待避所幅員6.5m以上・延長30m以上のもの。
	局所改良	80%以内	小規模な待避所、突角取り、側溝整備、排水管埋設で、地元施工によるもの。
	町道橋新設改良	100%	幅員2.5m以上の道路。
	町道補修	100%	町道補修
	町道・町河川災害復旧	100%	異常気象等により災害が発生した場合。
一円舗装事業	一円舗装	100%	町道、農道等の舗装。

■町道等災害復旧事業とは・・・

異常気象による町道及び河川の災害復旧を行います。

- ・異常気象（24時間雨量が80mm以上、又は1時間雨量20mm以上による災害）

1. 対 象 は・・・

町内全域の町道、及び町管理の河川。

2. 対象となる事業は・・・

町道及び河川構造物の復旧事業。

3. 対象とならない事業は・・・

詳細については、建設課にお尋ねください。

■申請などの流れ

- ① 異常気象等による災害が発生した場合、国への災害報告を緊急に行う必要がありますので、災害発生後3日以内には被災報告をして下さい。
- ② 建設課より現地調査に伺います。

4. 必要な書類は・・・

- ・町道等建設事業申請書

5. お問い合わせ先・・・ 建設課 / 電話 0866-54-1319

■木造住宅の耐震診断・改修事業とは・・・

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅の耐震診断を行う人に対して経費の一部を補助します。

診断の結果、耐震性が一定の基準に満たない場合は、補強計画、耐震改修工事の経費の一部を補助します。

1. 対象者は・・・

建築物の所有者

2. 対象となる事業は・・・

昭和56年5月31日以前の2階建て以下の木造住宅等
詳細については、建設課にお尋ねください。

3. 対象とならない事業は・・・

詳細については、建設課にお尋ねください。

4. 交付額又は率は・・・

耐震診断…面積200㎡以内の場合 80,000円
(自己負担10,000円)

補強計画…面積200㎡以内の場合 80,000円
(自己負担10,000円)

耐震改修…耐震改修費用の23%以内 上限460,000円

■申請などの流れ

- ① 建設課へ電話等で相談。
- ② 審査を行います。
- ③ 補助金交付申請書を提出。
- ④ 補助金交付決定通知書を送付。
- ⑤ 事業完了後、実績報告書を提出。
- ⑥ 実績報告書提出後、建設課により確認を行います。
- ⑦ 事業確認後、補助金確定通知書を送付。
- ⑧ 請求書を提出いただき指定口座へ補助金を振り込みます。

5. 必要な書類は・・・

【耐震診断・補強計画】・吉備中央町建築物耐震診断等事業費補助金交付申請書

【耐震改修】・吉備中央町木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書

6. お問い合わせ先・・・ 建設課 / 電話 0866-54-1319

■小規模農林事業等補助制度とは・・・

農林業生産の拡大を図るため、農用地の区画整理、農林業施設の新設、改修を行う場合に補助金を交付し、農林業経営の維持安定を支援する制度です。

1. 対 象 者 は・・・
町内で農業を営む個人、組合等
2. 対象となる事業は・・・
別表に定める事業。
3. 対象とならない事業は・・・
国県等から補助金の交付が見込まれる事業。
4. 交付額又は率は・・・
別表に定めるところによる。
5. 限度額は・・・
別表に定めるところによる。

■申請などの流れ

- ① 補助金を受けようとする個人、組合等は、10月までに申請書を提出（事業着手は翌年度以降です。但し、緊急を要する場合は事前にご相談下さい。事前着手は対象となりません。）
- ② 事業を行う年度になりましたら、現地調査を行い、補助金の交付決定通知をお送りします。（補助金額は交付予定金額です。）
- ③ 事業着手～事業完了
- ④ 実績報告書を提出いただきます。
- ⑤ 建設課より現地検査に伺います。
- ⑥ 補助金の確定通知をお送りします。
- ⑦ 補助金請求書の提出をいただきます。
- ⑧ 指定の口座へ補助金を振り込みます。

6. 必要な書類は・・・
 - ・小規模農林事業等補助金交付申請書（業者施工の場合、見積書及び図面を添付）
 - ・小規模農林事業等実績報告書（業者施工の場合、請求書及び出来高図面を添付）
7. お問い合わせ先・・・ 建設課 / 電話 0866-54-1319

■ 農地農業用施設及び林道災害復旧事業 補助制度とは・・・

異常気象により被災した農地、農業用施設及び林道災害で小規模災害の復旧を行う場合に補助金を交付する制度です。

- ・異常気象（24時間雨量が80mm以上、又は1時間雨量20mm以上による災害で、国の補助対象とならない小規模災害）

1. 対象者は・・・
町内で農業を営む個人、組合等
2. 対象となる事業は・・・
別表に定める事業。
3. 対象とならない事業は・・・
国県等から補助金の交付が見込まれる事業。
4. 交付額又は率は・・・
別表に定めるところによる。
5. 限度額は・・・
別表に定めるところによる。

■ 申請などの流れ

- ① 異常気象等による災害が発生した場合、国への災害報告を緊急に行う必要がありますので、災害発生後3日以内には被災報告をして下さい。
- ② 建設課より現地調査に伺います。（事前着手は対象となりません。）
- ③ 事業を行うようになりましたら、補助金交付申請書を提出いただきます。
- ④ 審査等を行い、補助金の交付決定通知をお送りします。（補助金額は交付予定金額です。）
- ⑤ 事業着手～事業完了
- ⑥ 実績報告書を提出いただきます。
- ⑦ 建設課より現地検査に伺います。
- ⑧ 補助金の確定通知をお送りします。
- ⑨ 補助金請求書の提出をいただきます。
- ⑩ 指定の口座へ補助金を振り込みます。

6. 必要な書類は・・・
 - ・農地農業用施設及び林道災害復旧事業補助金交付申請書（業者施工の場合、見積書及び図面を添付）
 - ・農地農業用施設及び林道災害復旧事業実績報告書（業者施工の場合、請求書及び出来高図面を添付）
7. お問い合わせ先・・・ 建設課 / 電話 0866-54-1319

別表. 農林関係事業補助率等一覧

事業の種類	採 択 基 準	補 助 率	備 考
1. 農用地の区画整理及び造成事業	農業を営む個人又は共同で施行する水田の区画整理及び畑、改良草地、樹園地等の造成事業で、その面積がおおむね0.1ha以上のもの *事前に農業委員会の許可が必要です。	当該事業費（機械工に係る経費のみ）と町長が別に定める事業費限度額のいずれか低い額の50パーセント以内。但し、1農家につき、年度内70万円を限度とする。 [補助金限度額] 田・・・20万円/0.1ha 畑・・・15万円/0.1ha	開田（水田の造成、畑地から水田への転換）は補助対象となりません。
2. かんがい用排水路の新設及び改修事業	ため池又は頭首工の受益者（2戸以上）で組織する組合等が行う事業で、小規模なもの ①用排水路の末端支配面積がおおむね0.3ha以上 ②水路の口径が15cm以上 ③事業費が3万円以上要するもの	当該事業費（完了事業費）と町長が別に算出する額のいずれか低い額の事業費の55%以内。	
3. 頭首工の改修事業	かんがい用頭首工で老朽化等により改修が適当と認められるもの ①受益戸数2戸以上 ②受益面積がおおむね0.3ha以上 ③工事費が3万円以上要するもの	当該事業費（完了事業費）と町長が別に算出する額のいずれか低い額の事業費の60%以内。	
4. ため池防災事業	かんがい用ため池で老朽化等による決壊・漏水等を防止するために管理者が行う堤体及び付帯施設を改修するもの ①受益戸数2戸以上 ②受益面積0.3ha以上 ③総事業費3万円以上のもの	当該事業費（完了事業費）と町長が別に算出する額のいずれか低い額の事業費の80%以内。	
5. 農林道及び農林道橋整備事業	1. 農道の新設又は改良で（施行前に現地測量が必要） ①受益戸数2戸以上 ②受益面積の1団地がおおむね0.3ha以上 ③延長100m以上 ④幅員3m以上のもの 2. 農道橋の新設又は改修 ①受益戸数2戸以上 ②受益面積0.3ha以上 ③連絡する農道の幅員が3m以上 3. 林道は林道台帳に記載されているもの	当該事業費（完了事業費）と町長が別に算出する額のいずれか低い額の事業費の70%以内。（農道として必要最小限度のこと） 当該事業費（完了事業費）と町長が別に算出する額のいずれか低い額の事業費の70%以内。（但し、永久橋は対象外） [補助金限度額] 70万円 当該事業費（完了事業費）と町長が別に算出する額のいずれか低い額の事業費の70%以内。	
6. 暗渠排水事業	農業者が農用地の改良のため行う粗朶・土管・砕石・塩化ビニール管等による暗渠の新設又は改良	町長が定める単価により算出した事業費の50パーセント以内。 補助金限度額5万円。（m当たり500円/パイプ巻き立て・砕石等）	
7. 小規模農道整備事業	1. 農作業農道の新設又は改良 ①受益戸数2戸以上 ②受益面積0.2ha以上 ③延長30m以上 ④幅員2.0m以上のもの	補助金限度額30万円。（m当たり1,000円）	

事業の種類	採 択 基 準		補 助 率	備 考
8. 農地復旧事業	1. 異常気象（24時間雨量が80mm以上、又は1時間雨量20mm以上による災害で、国の補助対象とならない小規模災害	①事業費が3万円以上要する水田、畑等農用地の復旧のための経費 ※原則として原形復旧	当該事業費（完了事業費）と町長が別に算出する額のいずれか低い額の50%以内 ※補助金1件20万円まで。	異常気象等による災害が発生した場合、国への災害報告を緊急に行う必要がありますので、災害発生後3日以内には被災報告をして下さい。 (報告は建設課へお願いします。) ※復旧事業費の大小により国庫補助災害と単町補助災害に分かれます。
9. 農業用施設復旧事業 林道復旧事業	1. 異常気象（24時間雨量が80mm以上、又は1時間雨量20mm以上による災害で、国の補助対象とならない小規模災害	③事業費が3万円以上要する受益戸数2戸以上の農道、林道、用排水路、ため池、頭首工の復旧のための経費 ※原則として原形復旧	当該事業費（完了事業費）と町長が別に算出する額のいずれか低い額の ため池90%以内 その他施設75%以内 ※補助金1件30万円まで。	

■協働でひらく新たなまちづくり実践事業 補助金制度とは・・・

地域における町民の地域づくりへの取り組みを支援する事業

1. 対 象 者 は・・・
町の振興施策に行政と協働してまちづくりを行う事ができる、10名以上で構成された団体
2. 対象となる事業は・・・
地域の活性化または課題解決を目指して、町民が主体的に行う公共性、公益性のある独創的、先駆的、実験的な新たに始める活動事業で、他の模範となり、地域及び町の活性化に特に有効であると認められる事業。
3. 対象とならない経費は・・・
事業団体の運営費、施設費、人件費、備品購入費、飲食費など。
4. 交 付 額 又 は 率 は・・・
補助金額：補助対象額の2分の1。
5. 限 度 額 は・・・
一事業20万円を限度。

■申請などの流れ

- ① 計画書、申請書の提出
- ② 交付決定
- ③ 事業実施
- ④ 実績報告書（領収書添付）提出
- ⑤ 審査後、確定
- ⑥ 請求書提出
- ⑦ 補助金の支払い

6. 必 要 な 書 類 は・・・
事業計画書、事業実績報告書 他

7. お 問 い 合 わ せ 先・・・ 協働推進課 / 電話 0866-54-1301

■吉備中央町住宅リフォーム事業費補助金 制度とは・・・

定住化促進と町内中小建築業者への支援補助制度

1. 対 象 者 は・・・

- ・吉備中央町に住所を有する者
- ・納期の到来した町税等を完納している者
- ・他の制度による補助を受けていない者
- ・過去においてこの補助金の交付を受けていない者

2. 対象となる住宅、事業は・・・

- ・補助対象者が現に所有し、かつ居住している、又はリフォーム完了後3か月以内に居住する予定の住宅であること。
- ・店舗等との併用住宅は、居住部分であること。
- ・台所、浴室、便所の全ての設備があること、又はリフォーム後設けること。
- ・過去10年以内においてこの補助金の交付を受けていない住宅であること。
- ・補助対象経費の総額が20万円以上であること。
- ・町内に本社がある法人、または町内に住所がある個人の建築業者が主たる施工業者であること。
(町外業者への下請け割合が50%を超えていないこと)

3. 対象とならない事業は・・・

- ・上記1及び2の要件を満たさないもの。

4. 交 付 額 又 は 率 は・・・

- ・補助対象経費の10分の1

5. 限 度 額 は・・・

- ・補助上限額 20万円

■申請などの流れ

- ① 補助金交付申請書提出（申請者から町へ）
- ② 施工内容等の審査（内容不備の場合、修正・追加依頼）
- ③ 補助金交付決定通知（予算の範囲内で先着順に交付決定）
- ④ リフォーム工事着手（町内の施工業者。事前着工は対象外）
- ⑤ リフォーム工事完了（補助金交付決定を受けた年度内の完了が必須）
- ⑥ 工事代金支払い
- ⑦ 補助事業実績報告書提出（申請者から町へ）
- ⑧ 書類審査（必要に応じて現場確認）
- ⑨ 補助金確定通知（町から申請者）
- ⑩ 補助金請求書提出（申請者から町へ）
- ⑪ 補助金の支払い

6. 必要な書類は・・・

- ・吉備中央町住宅リフォーム事業費補助金申請書
- ・吉備中央町住宅リフォーム事業費補助金実績報告書

7. お問い合わせ先・・・ 協働推進課 / 電話 0866-54-1301

■農家民宿宿舎整備費等補助金制度とは・・・

町の豊かな自然環境を活かし、農業や自然体験をしながら農家へ泊る滞在型観光の受入体制の推進を図るため、農家民宿等の開業を支援する事業

1. 対象者は・・・
 - ・町内に住所を置き、町内で農家民宿等を開業する人、目指す人で、町税等の滞納の無い者。
 - ・農家民宿推進協議会に加盟する者又は加盟を予定する者。
 - ・簡易宿所若しくは旅館の営業許可を得た、又は得る予定の者。
2. 対象となる事業は・・・
 - ・簡易宿所又は飲食店の営業許可取得に必要な施設の整備や家屋等の改修等。
 - ・客室のほか、便所、浴室、廊下等共有場所の改修。
 - ・農家民宿で共通して設置している釜の整備。
3. 対象とならない経費は・・・

経費に係る消費税及び地方消費税。
4. 交付額又は率は・・・

補助対象経費の1／2以内。
5. 限度額は・・・

補助上限額 50万円。

■申請などの流れ

- ① 補助金交付申請書提出（申請者から町へ）
- ② 内容審査
- ③ 交付決定通知（予算の範囲内で先着順）
- ④ 事業実施（事業完了→事業費支払）
 - *事前着工は対象外、交付決定を受けた年度内の完了が必須
- ⑤ 実績報告書提出（申請者から町へ、領収書の写し等証拠書類の添付）
- ⑥ 書類審査（必要に応じ現場確認）
- ⑦ 補助金確定通知（町から申請者へ）
- ⑧ 補助金請求書提出（申請者から町へ）
- ⑨ 補助金の支払い

6. 必要な書類は・・・

申請時：交付申請書、見積書の写し、工事対象施設の写真、完納証明書等
実績報告時：事業実績報告書、領収書の写し、完成写真等
7. お問い合わせ先・・・ 協働推進課 / 電話 0866-54-1301

■ 創業支援事業補助金制度とは・・・

町内において新たに創業する小規模事業者に対し、事業開始時の費用の一部を助成する

1. 対象者は・・・

- ・町内に主たる事業所を置いて、小規模事業者として創業する者。
- ・他の制度による補助を受けていない者。
- ・吉備中央町商工会の指導を受けた事業計画を作成していること。
- ・補助対象者が、事業又は営業に直接携わること。
- ・町税等の滞納が無いこと。

2. 対象となる事業は・・・

事業に係る事務所及び店舗等の建築・改修費、賃借料、設備更新費、委託費等。

3. 対象とならない経費は・・・

消費税、地方消費税、振込手数料。

4. 交付額又は率は・・・

補助金額：補助対象額の3分の2以内。

5. 限度額は・・・

一事業100万円を限度。

■ 申請などの流れ

- ① 計画書、申請書の提出
- ② 審査後、交付決定
- ③ 事業実施
- ④ 実績報告書（領収書添付）提出
- ⑤ 審査後、確定
- ⑥ 請求書提出
- ⑦ 補助金の支払

6. 必要な書類は・・・

事業計画書、事業実績報告書 他

7. お問い合わせ先・・・ 協働推進課 / 電話 0866-54-1301

■事業継承支援補助金制度とは・・・

町内で事業継承する後継者となる小規模事業者に対し、事業継承時の費用の一部を助成する

1. 対 象 者 は・・・
 - ・小規模事業者である者。
 - ・他の制度による補助を受けていない者。
 - ・補助対象者が、事業又は営業に直接携わること。
 - ・町税等の滞納が無いこと。
2. 対象となる事業は・・・

事業に係る事務所及び店舗等の建築・改修費、賃借料、設備更新費、委託費等。
3. 対象とならない経費は・・・

消費税、地方消費税、振込手数料。
4. 交 付 額 又 は 率 は・・・

補助金額：補助対象額の3分の2以内。
5. 限 度 額 は・・・

一事業50万円を限度。

■申請などの流れ

- ① 計画書、申請書の提出
- ② 審査後、交付決定
- ③ 事業実施
- ④ 実績報告書（領収書添付）提出
- ⑤ 審査後、確定
- ⑥ 請求書提出
- ⑦ 補助金の支払い

6. 必 要 な 書 類 は・・・

事業計画書、事業実績報告書 他
7. お 問 い 合 わ せ 先・・・ 協働推進課 / 電話 0866-54-1301

■浄化槽設置整備事業補助金制度とは・・・

生活排水によって生じる公共用水域の水質汚濁及びこれに伴う生活環境の悪化を防止するため、浄化槽の設置に対し補助金を交付して、生活環境の保全を支援する制度です。

1. 対象地域は・・・

吉備高原公共下水道区域及び農業集落排水事業区域を除く町内の地域です。

2. 補助対象者は・・・

町内に居住し、対象地域内の専用住宅に浄化槽を設置しようとする方。

3. 対象とならない方は・・・

- (1) 建築確認又は浄化槽設置届出の審査を受けなかった方。
- (2) 補助事業の当該年度内に浄化槽を設置することができない方。
- (3) 販売を目的とする展示用の専用住宅に浄化槽を設置する方。
- (4) 専用住宅を借りている方で、賃貸人の承諾が得られないもの。
- (5) 汚水処理未普及解消に繋がらない浄化槽の設置をする方。

4. 交付限度額は・・・

設置する人槽別に下記の表のとおり

人槽区分	補助限度額
5人槽	332,000円
6人槽及び7人槽	414,000円
8人槽～10人槽	548,000円
11人槽～50人槽	939,000円

※ 合併浄化槽の設置に伴って単独浄化槽又はくみ取り槽の撤去若しくは単独浄化槽の雨水貯留槽への再利用が行われる場合には、一定の要件を満たしていれば、単独浄化槽撤去費（補助限度額15万円）又は、くみ取り便槽撤去費（補助限度額12万円）及び合併浄化槽への切り替えに伴う宅内配管工事費（補助限度額33万円）が上表の補助限度額に加算されます。ただし、この場合において、くみ取り槽は撤去が条件となります。

設置人槽の目安

延べ床面積が 130㎡未満 … 5人槽

130㎡以上 … 7人槽

130㎡以上で、台所・風呂が各々2つある場合 … 10人槽

なお、上記延べ床面積の規定にかかわらず、実（将来）居住人数等により人槽を決定することが出来ます。

■ 申請などの流れ

- ① 工事業者を選定して建築確認又は浄化槽設置届出の審査を受けてから、補助金交付申請書を提出します。
- ② 補助金交付決定通知書を受けてから、工事に着工します。
- ③ 工事が完成したら、実績報告書を提出して竣工検査を受けます。
- ④ 補助金確定通知を受けてから、補助金請求書を提出して補助金を受け取ります。

5. 必要な書類は・・・

- ・補助金交付申請書
- ・実績報告書
- ・補助金請求書

6. お問い合わせ先・・・ 水道課 下水道班／ 電話 0866-56-7134

■住宅取得奨励金制度とは・・・

若者等の定住促進や豊かで活力のあるまちづくりを目的として、自己
が居住するために住宅を新築された方に奨励金を交付しています。

(住みたいまち定住奨励金制度)

1. 対象者は・・・

- ・町内に自らが居住するための住宅を新築された方
- ・申請時において、町内に住民票を有し居住する50歳以下の方

2. 対象となる場合は・・・

- ・住宅の延べ床面積が50平方メートル以上であること。
- ・併用住宅の場合は住居部分の面積が1/2以上であること。
- ・住宅が共有名義の場合は対象者の持分が1/2以上であること。
(連名で申請する場合は合計持分割合が1/2以上)

3. 対象とならない場合は・・・

- ・同居親族、姻族からの購入、または住宅移転に係る補償がある場合。
- ・過去に住宅取得奨励金の交付を受けている場合。

4. 交付額又は率は・・・

- ・分譲地（吉備高原都市住区またはハートフルタウン分譲地）
基本額：100万円
- ・分譲地以外
基本額：60万円

※中学生以下の子どもがいる子育て世帯、婚姻10年以内の夫婦の場合基本額に20万円上乘せ

5. 申請期限は・・・

対象住宅の新築年月日（登記事項証明書記載）から1年間

■申請などの流れ

1. 交付申請書類の提出
2. 審査、町長認可。申請者へ交付決定通知
3. 請求書の提出
4. 奨励金交付

6. 必要な書類は・・・

(交付申請) 交付申請書、住民票謄本、登記全部事項証明書（建物）、
戸籍謄本（婚姻10年以内の夫婦の場合）、対象住宅の建築
平面図等

7. お問い合わせ先・・・定住促進課 / 電話0867-34-1116

■民間賃貸住宅入居奨励金制度とは・・・

若者等の定住促進や豊かで活力のあるまちづくりを目的として、町内の民間賃貸住宅を賃貸借契約し、定住する意思を持って居住する方に奨励金を交付しています。

(住みたいまち定住奨励金制度)

1. 対象者は・・・

申請時において以下のいずれかに該当する世帯

- ・中学生以下の子どもがいる子育て世帯(年齢制限なし)
- ・夫婦いずれか一方が40歳以下の新婚世帯(婚姻日から1年以内)

2. 対象となる場合は・・・

- ・令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間に、民間賃貸住宅の賃貸借契約を1年以上の契約期間で締結すること。
- ・引き続き町内に定住する意思があること。

3. 対象とならない場合は・・・

- ・公的賃貸住宅、社宅、寮、親族等が所有する住宅等の場合。
- ・交付対象者又はその配偶者以外の者が家賃の支払をしている場合。
- ・転勤等による一時的な賃貸である場合。

4. 交付額又は率は・・・

家賃の3か月分

(上限24万円、共益費、管理費、駐車場使用料等除く)

5. 申請期限は・・・

契約日から1年間

■申請などの流れ

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 交付申請書類の提出2. 審査、町長認可。申請者へ交付決定通知3. 請求書の提出4. 奨励金交付 |
|---|

6. 必要な書類は・・・

(交付申請)

交付申請書、住民票謄本、民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
戸籍謄本(新婚世帯の場合)

7. お問い合わせ先・・・定住促進課 / 電話0867-34-1116

■就業奨励金制度とは・・・

若者等の定住促進や豊かで活力のあるまちづくりを目的として、町内に居住する若者が卒業後初めて事業所等に就業する場合に奨励金を交付しています。 (住みたいまち定住奨励金制度)

1. 対象者は・・・

卒業後初めて事業所等に就業された方

2. 対象となる場合は・・・

- ・卒業後初めて町内又は通勤可能な町外の事業所に就業していること
- ・申請年度の4月1日現在30歳以下であること
- ・就業した日より前から町内に居住していること
- ・就業後も引き続き町内に定住する意思があること

3. 対象とならない場合は・・・

- ・Uターン、Iターン奨励金の交付対象となる場合
- ・過去に同種の奨励金の交付を受けている場合

4. 交付額又は率は・・・

- ・5万円

5. 申請期限は・・・

卒業後初めて事業所等へ就業した日から1年間

■申請などの流れ

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 申請書類の提出2. 審査、町長認可。申請者へ交付決定通知3. 請求書の提出4. 奨励金交付 |
|---|

6. 必要な書類は・・・

(交付申請)

交付申請書、住民票謄本、就業証明書

7. お問い合わせ先・・・定住促進課 / 電話0867-34-1116

■結婚祝金制度とは・・・

若者等の定住促進や豊かで活力のあるまちづくりを目的として、町内に居住する方が婚姻された場合に、ご結婚のお祝いと地域での更なるご活躍をお祈りして祝金を交付しています。

(住みたいまち定住奨励金制度)

1. 対 象 者 は・・・

町内に居住する方で婚姻された夫婦

2. 対象となる場合は・・・

- ・夫婦双方とも申請年度の4月1日現在50歳以下であること
- ・夫婦のいずれかが婚姻日より前に町内に居住していること
- ・婚姻後、夫婦双方とも町内に定住する意思があること

3. 対象とならない場合は・・・

夫婦のいずれかが過去に結婚祝金の交付を受けている場合

4. 交 付 額 又 は 率 は・・・

- ・1組 5万円

5. 申 請 期 限 は・・・

婚姻された日から1年間

■申請などの流れ

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 申請書類の提出2. 審査、町長認可。申請者へ交付決定通知3. 請求書の提出4. 祝金交付 |
|--|

6. 必 要 な 書 類 は・・・

(交付申請) 交付申請書、住民票謄本、戸籍謄本

7. お 問 い 合 わ せ 先・・・定住促進課 / 電話0867-34-1116

■ Uターン、Iターン奨励金制度とは・・・

若者等の定住促進や豊かで活力のあるまちを目的として、町内に定住する意思を持って、U・Iターンされた世帯（方）に奨励金を交付しています。（住みたいまち定住奨励金制度）

1. 対象者は・・・
町内にU・Iターンした世帯（方）
2. 対象となる場合は・・・
 - ・申請者が申請年度の4月1日現在50歳以下であること
 - ・町内又は通勤可能な町外の事業所等に就業していること
 - ・Uターン、Iターンで転入後、引き続き町内に定住する意思があること
3. 対象とならない場合は・・・
 - ・転勤等による一時的な転入や婚姻等のため転入した場合
 - ・就業奨励金の交付対象、過去に同種の奨励金の交付を受けている場合
4. 交付額又は率は・・・
 - ・交付対象者のみの場合 3万円
 - ・交付対象者以外の同居者がいる場合 5万円※中学生以下の子どもがいる場合、子1人につき3万円を加算
5. 申請期限は・・・
Uターン、Iターンで転入された日から1年間

■ 申請などの流れ

1. 申請書類の提出
2. 審査、町長認可。申請者へ交付決定通知
3. 請求書の提出
4. 奨励金交付

6. 必要な書類は・・・
(交付申請) 交付申請書、住民票謄本、就業証明書
7. お問い合わせ先・・・定住促進課 / 電話0867-34-1116

■宅地分譲購入補助金制度とは・・・

ハートフルタウン宅地分譲地の早期分譲と定住促進を図ることを目的として、分譲地を購入された方に補助金を交付しています。

1. 対象者は・・・

住宅（社宅、建売住宅、賃貸住宅を含む）を新築する目的でハートフルタウン宅地分譲地を購入された個人又は法人の方

2. 対象となる場合は・・・

- ・住宅が台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有すること
- ・住宅の延べ床面積が50平方メートル以上であること

3. 交付額又は率は・・・

分譲価格に30%を乗じた額（千円未満の端数は切り捨て）

■申請などの流れ

1. 交付申請書の提出
2. 審査、町長認可。申請者へ交付決定通知
3. 交付請求書の提出
4. 補助金交付

4. 必要な書類は・・・

（交付申請）

- ・所有権移転登記の完了したことが確認できる書類
- ・世帯全員の住民票の写し又は記載事項証明書
（法人にあつては登記簿謄本）

5. お問い合わせ先・・・定住促進課 / 電話0867-34-1116

■空き家リフォーム事業補助金制度とは・・・

町内に所在する空き家の流動化を促進し、本町人口の増加と地域経済の活性化を図るため、空き家のリフォームにかかる経費を補助しています。

1. 対象者は・・・

- ・利用者 空き家を自らが居住する目的で購入、賃借契約等をされた方
- ・所有者 所有権等を有する空き家を利用者に賃貸借等で提供した方

2. 対象となる場合とは・・・

- ・売買、賃貸借の契約締結日から1年以内に申請すること。
- ・空き家の居住の用に供する部分の修繕及び改修工事であること。
- ・町内の建築業者が改修工事の主たる施工業者であること。
- ・対象となる改修工事に要する経費が30万円以上であること。

3. 交付額又は率は・・・

対象経費に3/10を乗じた額（上限50万円まで）

■申請などの流れ

1. 交付申請書及び事業計画書の提出
2. 審査、町長認可。申請者へ交付決定通知後、事業着手
3. 実績報告書の提出（事業完了後、交付決定のあった年度の末までに）
4. 申請者へ補助金確定通知
5. 補助金請求書の提出
6. 補助金交付

4. 必要な書類は・・・

（交付申請）見積書の写し、現況写真・図面、売買（賃貸）契約書の写し、所有者の改修承諾書（賃貸家屋で利用者申請の場合）
（実績報告）請求明細書の写し、工事代金又は資材購入に係る領収書の写し、完成写真

5. お問い合わせ先・・・定住促進課 / 電話0867-34-1116

■空き家片付け事業補助金制度とは・・・

空き家の有効活用と空き家バンク登録物件の充実を図るため、空き家バンク登録物件の所有者及び利用者の方を対象に、空き家にある不要な家財道具等を片付ける経費を補助しています。

1. 対象者は・・・

空き家バンクの登録物件の所有者及び利用者の方

2. 対象となる場合とは・・・

- ・空き家バンクに登録のある物件の居住の用に供する部分に関する家財道具等の片付け（処分、搬出）であること
- ・対象となる片付けに要する経費（委託料等）が2万円以上であること

3. 交付額又は率は・・・

対象経費に1/2を乗じた額（上限20万円）

（千円未満の端数は切り捨て）

■申請などの流れ

1. 交付申請書の提出
2. 審査、町長認可。申請者へ交付決定通知後、事業着手
3. 実績報告書の提出（事業完了後、交付決定のあった年度末までに）
4. 申請者へ補助金確定通知
5. 補助金請求書の提出
6. 補助金交付

4. 必要な書類は・・・

（交付申請）

見積書の写し、現況写真、見取り図（片付けの範囲がわかる図）

（実績報告）

請求明細書の写し、工事代金に係る領収書の写し、完成写真

5. お問い合わせ先・・・定住促進課 / 電話 0867-34-1116

■空き家情報提供奨励金とは・・・

自治会の協力を得て、活用が可能な空き家の掘り起こしを行い、空き家の有効活用と住まいの情報の充実を図ることを目的として、空き家物件の情報提供をいただいた自治会へ、奨励金（登録・成約）を交付します。

1. 対象者は・・・

自治会

2. 対象となる場合とは・・・

- ・自治会内において空き家を調査し、所有者に個人情報提供の同意を得て、空き家バンクへ情報を提供した場合。

3. 交付額又は率は・・・

登録：情報提供のあった物件が空き家バンクへ物件登録した場合に
1万円を交付。

成約：登録奨励金の対象物件が空き家バンクを通じて成約した場合に
3万円を交付。

■申請などの流れ

1. 申請書類の提出
2. 審査、町長認可。申請者へ交付決定通知
3. 請求書の提出
4. 奨励金交付

4. 必要な書類は・・・

（登録申請）交付申請書

（成約申請）交付申請書

5. お問い合わせ先・・・定住促進課 / 電話 0867-34-1116

■吉備高原都市住区空き家売却奨励金とは・・・

吉備高原都市住区内の空き家の所有者が、空き家の売買契約を結んだ場合に奨励金を交付します。

1. 対象者は・・・

吉備高原都市住区の空き家の所有者

2. 対象となる場合とは・・・

- ・吉備高原都市住区内に所有する空き家の売買もしくは譲渡契約を結ぶこと

3. 対象とならない場合は・・・

- ・三親等以内の親族間での空き家の売買もしくは譲渡に係る場合
- ・申請時において、空き家にかかる土地、家屋等の固定資産税が滞納となっている場合

4. 交付額又は率は・・・

30万円

■申請などの流れ

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 交付申請書の提出2. 審査、町長認可。申請者へ交付決定通知3. 請求書の提出4. 奨励金の交付 |
|---|

5. 必要な書類は・・・

(交付申請)

交付申請書、売買もしくは譲渡契約書の写し及びそれに付随する書類一式、登記全部事項証明書(建物)

6. お問い合わせ先・・・定住促進課 / 電話 0867-34-1116

■空き家バンク登録住宅購入補助金とは・・・

地域の資源である空き家を活用するため、空き家バンクに掲載された住宅を購入した場合に補助金を交付します。

1. 対 象 者 は・・・
空き家バンクの利用等登録者
2. 対象となる場合とは・・・
 - ・空き家バンクに掲載された住宅を、居住の用に供するために購入した場合
3. 対象とならない場合は・・・
 - ・住宅の購入から1年以上経過した場合
 - ・三親等以内の親族間での空き家の売買の場合
 - ・申請時において、申請者又は同一世帯員が納期の到来した租税公課を滞納している場合
4. 交 付 額 又 は 率 は・・・
 - ・空き家バンクに掲載された住宅及びその住宅の土地代に1／10を乗じた額（上限30万円）

■ 申請などの流れ

1. 交付申請書の提出
2. 審査、町長認可。申請者へ交付決定通知
3. 請求書の提出
4. 補助金の交付

5. 必 要 な 書 類 は・・・
(交付申請)
交付申請書、売買契約書の写し及びそれに付随する書類一式、登記全部事項証明書（建物）
6. お 問 い 合 わ せ 先・・・定住促進課 / 電話 0867-34-1116

■結婚相談所入会サポート奨励金制度とは・・・

町内の独身男女の婚姻を促進し、地域の活性化と定住の促進を図ることを目的として結婚相談所等に登録して婚活される方に奨励金を交付しています。
(吉備中央町結婚推進協議会)

1. 対象者は・・・

結婚相談所等に登録して婚活される方

2. 対象となる場合とは・・・

- ・申請日において、町内に住所を有し居住していること
- ・年齢が20歳以上50歳未満で独身であること
- ・岡山県内に拠点を置く結婚相談所への入会であること

3. 交付額又は率は・・・

- ・入会奨励金 結婚相談所への入会料及び登録料へ1/2を乗じた額
(上限3万円) (千円未満の端数は切り捨て)
- ・婚姻奨励金 2万円
(登録した結婚相談所の紹介により結婚した場合)

■申請などの流れ

1. 交付申請書の提出
2. 審査、会長認可。申請者へ交付決定通知
3. 奨励金請求書の提出
4. 奨励金交付

4. 必要な書類は・・・

(入会奨励金交付申請)

交付申請書、住所地がわかる書類(運転免許証等)の写し、入会日及び入会料等がわかる書類の写し、

(婚姻奨励金交付申請)

交付申請書、戸籍抄本、結婚相談所の紹介により婚姻したことがわかる書類の写し

5. お問い合わせ先・・・結婚推進協議会事務局 (定住促進課内) ／ 電話 0867-34-1116

■結婚新生活支援事業補助金制度とは・・・

所得が一定の基準に満たない方の婚姻に伴う新生活の支援のため、住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃貸借費用、引越し費用の一部を補助します。

1. 対象者は・・・

- ・令和8年1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦

2. 対象となる場合とは・・・

- ・夫婦共に町内に居住し、本町が備える住民基本台帳に記録されていること。
- ・婚姻届受理日において、夫婦ともに年齢が満39歳以下であること。
- ・前年の夫婦の所得を合計した額が500万円未満であること。

3. 交付額又は率は・・・

- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 最大60万円
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 最大30万円

■申請などの流れ

1. 引越し、賃料等の支払い
2. 交付申請書の提出
3. 審査、町長認可。申請者へ交付決定通知
4. 補助金請求書の提出
5. 補助金交付

(交付申請前に担当課にご相談ください。)

4. 必要な書類は・・・

(交付申請)

交付申請書、婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本、世帯の前年所得証明書及び直近の納税証明書又は非課税証明書、住民票、売買契約書、住宅リフォームに係る工事請負契約書又は賃貸借契約書、引越し等に係る領収書、その他

5. お問い合わせ先・・・定住促進課 / 電話 0867-34-1116

■吉備中央町育英資金〈奨学金〉償還金免除制度とは・・・

奨学金の学費に係る償還の一部が免除となる制度です。(通学費対象外)

これは、若者の定住促進を目的に実施されるものです。

※令和5年4月以降に借り入れたものについては、半額免除です。

1. 対象者は・・・

償還期間中に「町税等の滞納がなく、吉備中央町に住所を有して、現実に居住実態がある」という条件を満たす場合。

2. 対象とならないものは・・・

高等学校等で貸付けた通学費は、免除対象外です。

3. 申請書の提出は・・・

申請書は居住実態を把握するため、毎年提出が必要です。

前年度申請された方には、事務局から書類を郵送します。転入された場合は、事務局へご連絡ください。

4. 償還免除期間は・・・

・高等学校等・・・7年

・その他の学校・・・9年

途中で町外に転出された場合は、翌月分から免除対象外となり、償還開始になります。

途中で転入された場合は、書類提出・審査後、翌月分から免除となります。

■申請などの流れ

① 前年度申請された方には事務局から書類を郵送しますので、示された期限内に申請してください。

必要書類・・・奨学金償還免除願、奨学生ご本人の住民票、居住証明書

② 「奨学金免除願」提出後に審査を得て、9月・3月に「奨学金償還免除決定通知書」をお送りします。

5. お問い合わせ先・・・ 教育委員会事務局 教育総務班 / 電話 0866-56-9191

